

## 第十六回 参議院大蔵委員会議録 第二十六号

(五〇二)

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午前十一時六分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

大矢半次郎君

西川甚五郎君

小林政夫君

菊川孝夫君

青柳秀夫君

岡崎眞一君

木内四郎君

藤野繁雄君

安井謙君

山本米治君

土田国太郎君

前田久吉君

三木與吉郎君

平林太一君

河野通一君

東条猛猪君

古池信三君

葦沢大義君

木村常次郎君

小田正義君

説明員

大蔵省主税局  
税制第二課長 塩崎潤君

大蔵省管財局  
閉鎖機関課長 岩動道行君

参考人 日本輸出入銀行副總裁 山際正道君

本日の会議に付した事件

○砂糖消費税法の件

○有価証券取引税法案(内閣提出、衆議院送付)

○資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○富裕税法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○埋糞油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢半次郎君)これより第

二十五回の大蔵委員会を開会いたしました。この際調査承認要求及び継続調査要求についてお諮りいたします。本日理事会におきまして租税金融制度及び専売事業等に関する調査承認要求書及び継続調査要求書を提出することを申合せたのであります。右の申合せ通り決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君)御異議ないものと認めます。

なお、右の要求書の内容については委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君)御異議ないものと認めます。

なお、休会中に出張の御希望のかたは委員長の手許までお申込み願います。

は委員長の手許までお申込み願います。

○委員長(大矢半次郎君)次に有価証券取引税法を議題といたしまして、質疑を願います。

○小林政夫君 本年度の税収見込額算出の基礎を御説明頂きたい。租税及び印紙収入の予算の説明、非常に簡単ですが……。

○説明員(塩崎潤君)お手許に配付さ

れておりますところの昭和二十八年

度租税及び印紙収入予算の説明におき

まして、若干簡単でござりますので、

後刻もう少し詳しいものを資料として

提出さして頂きたいというふうに考え

ておりますが、一応これに基きまして

簡単に算出予算の根拠を御説明申上げたいと思います。

先ず第一に有価証券取引税の收入見込みは大部分株式の譲渡にかかるものだと考えておるわけでございます。御承知の通りこの法案の附則によりまして、公社債等の債券につきましては、一年間非課税といたしております

で、これにつきましては収入が二十八年度においてはない。従いまして収入に盛り込まれるものは大部分株式の取引であるということを先ず前提といたしております。収入見込みの根拠は先ず昭和二十八年一月から五月まで

の証券取引所におきますところの実績を参照いたしまして、証券業者を譲渡者とする取引分につきましては三五%といたしまして根拠といたしまして、東京証券取引所におきますところの実績を

と一般人口とに分類する必要があると思うのであります。そこでこれを分類いたしまして、東京証券取引所におきますところの実績を

と一般的なとてみますと、このように思ふうに推定したわけでございまして、大体過去の実績をそのまま、過去

の実績の近似値を採用しておるわけであります。一般人を譲渡者とするものは六五%，こういうふうにいたしまして、取引所における取引金額を基礎として算出いたします。

また、取引所におきますところの取引金額を基礎として算出いたします。

それがもう一つ、今の取引所にかかりますところの取引分は、御承認の通り上場株に限られるのであります。

非上場株、或いは取引所の時間外の取引所を通じて、店頭において

取引される部分があるのでございま

す。この店頭取引金額を見積る必要がありますのでございます。これにつきましても、大体一月から四月までの実績を

しては大体五月分につきましては、

従来の取引所の取引金額に対しますところの店頭取引金額の割合をここに計

上いたしまして、店頭取引金額といたしましたのがございます。ところがこの

店頭取引金額と申しますのは証券業協会からの資料によるわけでございま

すので、この店頭取引金額を次に二分

の「にいたしました」と、そのうちをやめています。これは大体実績を参照いたしました。しかし、たわけでもあります。業者間の売買は相当多いわけでもあります。この業者間の売買を八五%、一般人を譲渡する取引分を一五%、これも大体東京証券業協会から頂きました資料によりまして先ず分類いたしました。それでございます。この店頭取引金額を二五%の一にいたしました。それを八五%、一五%に分けるわけであります。二分の一にいたしましたと、売買双方の売り部だけではもれで来るわけでございます。そこで一般人が業者に売った分を推定する必要があるわけでございますが、その分につきましては、従来の実績その他証券業者の意向を承わりまして、大体店頭売買のうちの八〇%、これを八〇%といたしまして、この店頭取引の金額に加算いたしまして、その分は一般人分といたしまして、万分の十五の税率を適用いたしたわけであります。今申上げました取引所取引金額、店頭取引分、証券業者分、それから一般人口分、そのおのくを集計いたしましたのがここに出でておりますところの第一種取引分の税率万分为六を適用いたしますところの取引高、九千六十億三千二百萬税額五億四千三百万。第二種は税率万分为十五でございますが、「兆八百二十三億六千六百万、税額は十六億二千四百万、こういうふうになつておるわけでございます。な

お、この法案にありますように証券投資信託分につきましては、証券投資信託に属しておりますところの財産のうち、株式の譲渡にかかる分につきましては、二年間業者並みの税率を適用する、こういたしておりますので、これを四月末日におきますところの株式の余額から推定いたしまして、その後の増加状況を見て取引金額を推定いたしまして、ここに計上いたしまして、その分だけの税額が九千九百万円、こういうふうになつておるわけでございます。その合計額が今申上げましたところを全部合計いたしまして二十二億六千六百万、こういうふうになつておるわけでございます。併しこれを初年度に直しまして、収入歩合を付けまして計算いたしましたのが十二億八千八百万、こういうふうになるわけでござります。非常におわかりにくい感じがいたされたかも存じませんが、後日又資料として提供いたしたいと思います。

な波を打ちますので、非常に我々ともしましても実は見通しの困難な問題でございまして、実は前国会に提案いたしました時におきましては、十月から十二月までの平均株式取引の数量を一年に延ばしたようなものを基礎にして見積りを立てていたのでございましたが、当時におきましては、衆議院においての論議でございましたが、どう見積りの仕方が低いじゃないかと、いろいろ実は御議論を随分伺つたのですが、さいますが、我々といたしましては、十二月、一月の頃は確かに非常に取引は盛んでございましたが、これが一年を通じて行われるわけでもないと思ひますので、十月乃至十二月を一年に延ばした、この数字は決して小さな見積り、過小見積りとは思わないといううな御答弁を申上げていたのですが、幸か不幸か二月以降におきまして、ガラが参りまして、当時我々が見積りを付けておりました数字を、そのまま今国会における見積りといたしますことは、どうも過大見積りに過ぎるのでではないだろうか、こういうふうな感じが出て参りましたので、最近の数字を取りまして一月乃至五月というところまで、一応の数字を取りましたことは、只今塙崎課長の御説明申上げた通りでございます。この数字によりますと、大体東京の市場におきまして、一日の平均取引高が八百万株ぐらいである場合が、大体現在の見積りの基礎になつております数字と合致するのでござりますが、最近の状況は大分回復はして参りましたが、まだ六百万株といふ状態に推移しているわけでございまして、現状がそのままでございますれば、これ又しさか過大見積りの識り

を免れないのでございますが、御承の如く、一  
番市場が活潑に動きま  
た時は、東京だけで千七百万株動いて、  
時期もござりますので、現在の見積りの  
基礎になりますのは平均八百萬、そ  
れから現状は六百万でござりますが、  
相当活潑の時は千七百万まで行く、  
ういう状態でござりますので、現在の  
見積りは我々が現在手にしている資料より  
から言えども、まあこの辺で見積りの  
て置くことが、そう過小見積りのおお  
りを受けなくとも済みましようし、そ  
う過大見積りといふことも言われな  
で落むのじやないだろか、実はさと  
うに考えておる次第でございます。  
○小林政夫君 税率を前国会提案より  
も、取引業者の場合において五分下ば  
たのであります、余りどう非常にこ  
の間においてガラが起つたといふよ  
なことの事情から、提案理由において  
はそう言えますけれども、結論的に出  
た数字においては、税収においてはな  
りがないというその具体的の理由はな  
ういうのか、もう少し詳細に聞かして  
もらいたいと思います。

○藤野繁雄君 第八条の第八号ですか、「その他政令で定める有価証券の譲渡」、その政令に定める有価証券とはどういうものでしようか。

○説明員(塩崎潤君) お手許に政令案要綱が出ておると思うのであります。が、そのうちの二番目に、法第八条関係、それに出でるわけでございます。

先ず第一に、国に対する有価証券の物納を非課税とする。第二に株式の引受発行の場合における引受者の一定期間内における譲渡を非課税とする。その他最近におきましては、連合国人の財産返還の場合の非課税規定等を設ける予定でございますが、一応こういうところを予定しておるわけでございます。

○藤野繁雄君 そういたしますといふと、特別の法律によつてできているところの特別法人ですね。特別法人の出資証券の譲渡のような場合においても課税される見込みであるかどうか、伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今お話をなりましたような事態につきましては、これを特に非課税にするということは現在のところ考えておりません。

○藤野繁雄君 非課税にするといふことは考えていないということでござりますが、非課税にしたらどうかといふようなこととのお話はなかつたのであるからどうか、初めから非課税にすべきものじやない、ということで進まれたのであるが、そこまで結論が出た道程を伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 有価証券の移転があつた場合におきまして、そ

こに担税力があるというふうに考えま

して一種の流通税だと考えております。従いまして、その発行者の問題につきましては、例えば国債のようなものにつきまして、これは元来課税するにつきまして、これは元來課税す

べきものであると、こういう建前をとつて来ておりますが、差当りまして一定期間国債、社債等につきましては、これを課税することにつきまして、そ

の課税を停止しております理由は、現在のところまだ国債、社債といったよ

うなわゆる公社債市場ができておりませんので、そういう意味からいたしまして、当分この公社債市場のできるまで一応課税は見合はしたほうがいいのではないか、こういう観点で臨時的にこれが課税をやめているわけでございまして、そういうふうな觀点からいたしまして、同じ株式でございますれば、例えば特別な法令によつてできた会社でございましても、その移転について課税することはやはり差支えないと、こういう觀点に立つてい

る次第でござります。

○藤野繁雄君 第二条の第四号、「そ

の他特別の法律により設立せられた法

人の発行する出資証券」これを具体的に申したらばどういうふうなものでありますか、具体的にお示しを願いたいと

思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 現在その四号の規定に該当するものとして我々が考えておりますのは、そこに掲げてあります日本銀行のほかには、帝都高速度交通團、いわゆる地下鉄でござりますね。簡単に言いますれば地下鉄の開設者でございますが、これが帝都の移転があつた場合におきまして、そ

つておりますが、この交通團の発行

した出資証券、こういうものを頭に置いております。

○森下政一君 どなたかお尋ねがあつたかも知れませんが、有価証券の売買

べきものであります、これに対し課税をする

状況ですね、これに対して課税をする

というその課税の仕方は、今日までに

どういうふうに変遷して来たことにな

りますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 有価証券

関係の課税關係いたしましては、片

方に所得税の關係でもつて、有価証券

の譲渡所得の課税といふものがござい

まして、これは所得税の課税の問題と

して考へております。それでこの有価

証券の譲渡所得に対する課税の變遷を

見て参りますと、終戦前まではこれに

対しては課税がございませんでした、

昭和二十一年にこの譲渡所得課税が問

題として取上げられまして、その当時

は半額にいたしましたと、他の所得と合

算して課税したということをやつて参

りました。それからシャウブの勧告が

出来まして、昭和二十五年に税制改正が

行われましたので、その機会におきま

して、その有価証券の譲渡所得に對

する課税を、これはあんシャウブ勧告の

一つの重点になつてしまつたわけでござ

ますが、これを全額他の所得と合算し

て課税するということになされておる

わけでござります。もう一つの問題は

そういう所得の課税でございません

税、今度それを廢止するという大きな

動機は何でござりますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 有価証券

の譲渡所得に対する課税といふ問題、

これはいろ／＼議論のあるところでございまして、所得税といふもののあり方につきましても、実は随分まだ各國

相当議論のあるところだと思つております。考え方の一つの極端なほうは、いわゆるイギリス的な考え方でございまして、所得といふものは一応の源泉

を持つていて、それから連續的に出て

来るものが所得だと、こういうふうに

考えております。いわゆるケレン・テ

オリ、源泉説といふものが一つありま

す。それに対しまして他の極端な考

察につきまして、大きく税制改正をし

よう、こういう案が立案されまして、それが国会へ提案されました直後にお

うして、内閣が總辞職しまして、そ

いわゆる財産の譲渡とか、一時の所得

とか、そういうものもやはり所得とし

て把握すべきものである、こういうふ

うな考え方、シャンツと言つたドイツ

の財政学者などが盛んにやかましく言

つておりますが、日本におきまして、

シャンツ・テオリなどと言つておりますが、こういうよう

な考え方でございますが、両方極端な

例でございますが、日本におきまして、

も、初めはどうかと言ひますと、源泉

説ですと考へて参りましたが、税負

担がだん／＼重くなるに従いまして、

やはり譲渡所得、一時所得のよう

のも課税の対象にして行くべきじゃ

ないか、こういう議論ですとそのほう

の説が大分有力になつて来たわけでございまして、その一つの現われといたしまして、只今申上げましたような二

十二年から有価証券の譲渡所得が課

算になりましたが、それがかなり大きな地位を占めて

いるところでございまして、負担の公

平という面から見ますと、いろ／＼な

二つの極端な議論で、その中間の

ところが各國において実際に行はれて

いるところでございまして、負担の公

平といふ面から見ますと、いろ／＼な

考え方がそこにあり得ると思うのでござりますが、二十五年以来ずっと実行

して参つたのでございましたが、どう

もこれの課税をやかましく言つて参り

ますと、証券市場における取引といふ

ものについて、相当税務当局のほうで

立入つていろ／＼な調査を行う、或い

は資料を要求する、こういったような問題を相当徹底してやりませんとなかなか実行ができないという問題に実はぶつかるわけございます。ところが証券の民主化と言いますか、証券行政のほうの要請から言いますと、税務行政がそこに立入つて入つて行くということにおきましては、非常に証券の民主化の線を、どうもうまく伸ばすことには支障があると、こういう非常にやかましい要請がございまして、又実行の面におきましても、どうしてもその二つの一つ、妥協といったような面が出て來るのでござりますから、なかなか実績が上り切らない、うまく行かないから止めるという意味ではございませんが、とにかく一応証券民主化というような一つの大きな要請、資本の蓄積の要請といったような面から出て参りますと、どうも税務行政としても徹底したことができませんし、不徹底な姿であればむしろその負担公平の面から見まして却つて逆効果にもなる、こういったような議論が随分ございましたものですから、政府としましてはいろいろ検討いたしました結果、租税の面から言いますと、これをやめるといふことについては、いろいろな議論もあるのでございますが、総合的な国策の面からいたしまして、いつそ譲渡所得はやめて、同時にこの機会にこうした有価証券取引税といったようなものに姿を変えたところで課税するのが適当じやないかと、こういう結論を出したわけでございます。

確を期しがたいというようなこともあります。業者のほうは自然そういつたことを好まない、というふうな事情があつたと思いますが、実績はどうですか、著しく悪いのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 非常に恐縮な次第ですが、実績は二十六年度における課税所得として実績の出て来た数字が三億四千万円、こういう数字になつております。

○森下政一君 それは当時見込んでおつた税収と比較して非常に少いのですが、どのくらいのペーセンテージでございますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 所得税の見積りの上におきまして、総合的な実は見積りはしておりますけれども、どんの所得の分が幾らというような細かい内訳的な見積りは、我々やつておりますから、見積りに比べてこそが果して少いかどうかということは、ちよつと申上げ兼ねると思います。

○菊川孝夫君 第十条の証券業者を譲渡者とする売買による譲渡の場合と、第一種の場合と、第二種の場合とで税率を変えてございますが、実は証券業者というのは、本当は譲渡するのは仕事ではなくて、証券取引法の精神は、これは顧客の委託を受けて取引所において取引をする、これが本業といふことになつておる。本業といふ事業と、いうか、業務の本当の主体をなすものでなくてはならない。ところが最近におきましては、どうしても思惑、いわゆる証券業者が自己の責任において売買するものが多いけれども、これは健全な状態ではないということは、私はこの前の証券取引法の場合にも言つて

ある。ところが証券業者を譲渡者とするところの取引については、税率が約半分以下になつております。この税率を半分以下にせられました理由を一つ、それが第一点。それから譲渡価額というものはその日のいわゆる市場価格を指すのか、それとも証券業者が故意に市場価格以外に安くしようと思えば、証券業者を譲渡者とする場合という場合には、市場を改めて通さなくてはなりませんから、市場価格よりも、表面のあなたのほうへの報告だけは安くすることができます。それが、そういう操作は如何でございますか。こういう取扱いはどうなつておりますか。その日の市場価格で以てこれを計算をし直すかどうか、この二点をお伺いいたしておきたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 証券業者の本来のあり方は、顧客の委託を受けまして売買する、自分がいわゆる手張でもつてやることは本来の趣旨じゃないのだと、これは私も菊川委員と同じようにそう考えております。ただ、現実の事実を考えてみますと、一つは委託を受けると見られます場合におきましても、やはり現実にはどうしてもそこで仕切りをせざるを得ない場合が幾つかあるようござります。特に地方における証券業者におきましては、委託という姿をそのまま使い得ない場合もあるのではないかというふうに聞いております。それから同時に又中央の証券業者におきまして、どうしてもやはり現実の事実としまして、やはり或る程度の手張関係が行われるということも否めない事実でございます。そこで、そういう現実の事実を見まし

て、有価証券の取引税というの、は、有価証券の取引が行われた機会に、そこに相当の、何分かの担税力があろう。ういうところで一応課税しているわけですがございまして、普通に考えられます事人の人が得る場合の回転、売買の回転度数と比べまして、証券業者の場合における売買の回転の度数、いうのは、相當頻繁に行われるということ、が予想されるわけでありまして、そういうことを頭におきまして、移転税の性格からいたしますと、やはり率人にとって証券業者の税率は相当引下げられた税率であることが、担税力に即応するものじやないか、こういう考え方で從来におきまして、前にあります有価証券移転税におきましても、素人の方の税率に引き比べて、証券業者の税率は引下げられておりました。ただその場合におきましては、素人の方の税率の半分にしてあつたわけでござります。ところが同時にいろいろ実行した上で、一つの結論になつたのでござりますが、五日以内に転売した場合におきましては、これは仕切りはしていても実際は委託を受けたといふものと内容は同じなんだから、従つて、これはむしろ委託を受けたものと看做しまして、課税はしないほうがいいのではないかというようなことで、片方の税率は半額になつておりますが、これは改めて、税法を作る上におきましては課税しない、こういう実情をやつておつたのですが、今回の税法の改正で、税法を作る上におきて、その点業者といろ／＼話合つてみたのですが、どうも五日以内に転売したものをおわざ／＼抜き出して、いろいろ記帳をして行くということにつきましては、

しては、非常に事務的な手数がありません。それで、実際上困難な点が多いので、それにそういう点についても全部これを込みにして、概括的に考え方の代りに税率をおきまして、前は半分、即ち二割であります。今度はもう一割下ばつた四割のところで税率を作つて行く。こうすることが大体実情にも合ひ、手数の上から言つてもいいのではないか、こういうふうな観点であります。今回、この税率は証券業者の場合は株式において万分の六、素人の場合はとそれが万分の十五、こういうふうな結論を出したわけであります。それからもう一つ御質問になりました譲渡価額の問題でござりますが、原則として我々は現実の取引価額といふものを頭に置いておりますが、若し業者が取引業者両者の間で故意に譲渡価額を下げているという場合におきましては、これはむしろ時価というものを置いて検討さるべきものじやないかとかようになります。

（五）「おおきなうきわ」の「おおきなうきわ」は、この「おおきなうきわ」が、この「おおきなうきわ」の「おおきなうきわ」である。

常に困難な点があつたと同じようなな要素の事件が起きた危險性がある。もう一つは一種と二種との混同でござりますが、いわゆる俗に言う大手筋とう連中は、機関店を使って、機関店と称するいわゆる自分の本当の店をいつも使つてゐる。その店を使つてゐるけれども、第二種の取引でありながら、第一種であるかのごときカムフラージュができる余地があると思うのですが。例えばこの間の株式の買い占め事件で、藤綱一派はいろいろな機関店を使つてやつたという、ああいう大量取引の場合には、藤綱がたくさん買つておつても、売る時に全部証券業者が壟斷したようにカムフラージュすることが、できて来るのじやないかと、私は素人目に見てかようと思うのですが、そういうのを防ぐ方法がござりますか。この二点がこの法律を運用するに当りますして、しつかりとあなたのはうでお披露願わんと、過去の譲渡所得税の徵収が極めて困難だという事件と同じ事件が私は起ると思うのですが、この点について簡単に御説明願いたいと思います。

するという誘惑されるほどの高い税率でもありますんし、又大体市場価格というものがございまして、一応のめどがつきますから、その場合に、その市場価格を非常に離れた価格で売買されるとなれば、相当の理由がなければならんはずでございまして、その意味から市場価格をチエックして参りますれば、そう変な数字が出て来ないのじやないかということを、先ず最初の御疑問については考えておる次第でござります。

お述べを願います。別に御発言もないであります、が、討論は終局したとのと認めて御異議ありませんか。

砂糖消費税の白砂糖に対する税金は百  
斤につきまして七円七十五銭、当時の  
裸価段位に対しまして大体四割八分程度  
になつておるわけでござります。現状ま  
におきましては、千九百五十円が白砂  
糖百斤に対する税金でござりますが、

率を引上げたということは、実はちょ  
つと私のほうの気持としては言い過ぎ  
なのではないかと思つておりますが、  
ただ附隨的なと言ひますか、裏腹とい  
たしましてはお説のように現在砂糖は  
大部分が輸入に待たざるを得ない、外  
貨の関係からいたしましても、こうい  
う姿がそのままあるということは余り  
好ましくないわけでありまして、逆に

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、諸般の手続きは前例により委員長に御一任を願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

森下政一  
前田久吉  
木内四郎  
菊川孝夫  
土田国太郎  
三木與吉郎  
小林政夫  
藤野繁雄  
山本米治

○委員長(大矢半次郎君) 次に砂糖消費税法の一部を改正する法律案を議題

○藤野繁君 砂糖消費税法の一部を改正する法律案を議題としたしまして質疑を願います。

「砂糖消費税の負担の実情等に鑑み」と、こう書いてあるのであります。

すが、実情等というのはどういうふうなことであるか、お尋ねいたします。

税の負担関係で、砂糖消費税の課税につきましては、これは御承知のよう

かなり古い税法でございますが、いろ  
いろな経緯があつたわけでございま  
す。

す。普通よく引合に出されます昭和九年乃至十一年の当時におきてましは、

第六部

て困つておるような状態であります。砂糖のほうは次から次へ輸入されおる。而も砂糖は余り多く輸入されために、更に逆輸出をしなければいけないと、こういうふうな状態であるように聞いておるのであります。今申上げました砂糖の消費税と、砂糖の輸入と穀粉の価格安定に対する総合的対策についてお考えがあつたらば承わたいと思うのであります。

○政府委員(渡辺喜久造君) 穀粉、水飴、砂糖、そうした全体を通じての総合対策の問題は、政府として当然考えべきことでござりますが、主税局長である私が、この際その点についていろいろ申上げるというだけの、実は材料も持合わせておりませんし、又ちょっと申上げても資格の点でどうかと思いますが、ただ私のほうに関係がございます限りについて一応考え方について申上げますならば、御承知のようにできるだけ国内の甘味料といふものを、やはり有効に使うことによりまして、外貨の使用といふものができるだけ節約するという方向には向つて行くべきではないか、その意味におきまして、昨年三月度でござりますか、当時ありました水飴、葡萄糖に対する物品税の課税は廃止いたしまして、それに伴つて、関税の点が一つ問題になります。関税の点が一つ問題になりますのでございますが、これは私のほうでやつてある仕事でござりますので、一言附えさせて頂きたいと思ひますが、関税の面から言いまして、相当の関税引上げということとも、実は常に考えているのでござりますが、何分関税の問題になりますと、これは国際的に

相当大きな影響のある問題でございまして、ガソリンへの加入問題などとも相結び付きますので、現在原糖が二割、製品が三割五分、こうしたような従価税率を適用してござりますが、いろいろ考えて見ましたが、どうもこの関税のほうの税率を上げることにつきましては、国際的な関係から言いまして、ちょっと困難であろう。砂糖消費税のほうは今度上げましたが、その場合におきましても国内の黒糖、白下糖、これは藤野委員御承知のように、大体二つに分れます。黒糖、白下糖の系統と、北海道でやつておりますビート・シュガーの関係ではございますが、両方とも相当産業的には困難な産業となつておりますが、どうもビート・シュガーにつきましては、ちょっと国内のものだからと言つて内国消費税では手の打ちようがございません。関税以外に税としてはやる手がございませんで、食管で御承知のような操作を行つてゐるのが止むを得ざる一つの手段ではないか、ただ國內の黒糖、白下糖につきましては相他の砂糖と区別できますので、この点については今度これはもう引上げをしない。その代り範囲を樽入り黒糖、樽入り白下糖に限定いたしまして、大分インド方面、或いはフィリピン方面から黒糖が入つて来まして、これが実は国内の黒糖、白下糖の値を相当下げさせております。従いまして、その面につきましては何か手を講じたい、と言つて特に国際的に目つくようなやかましいことになるような問題は、これは避けなければならん。そこで昔ありますような姿における樽入り黒糖、樽入り白下糖、こういう姿を取りまして、樽

によつて一応固めたものは、これを從来と同じように引下げる。但し現在すぐにして、ガソリンへの加入問題などとも相結び付きますので、現在原糖が二割、製品が三割五分、こうしたような従価税率を適用してござりますが、いろいろ考えて見ましたが、どうもこの関税のほうの税率を上げることにつきましては、国際的な関係から言いまして、ちょっと困難である。砂糖消費税のほうは今度上げましたが、その場合におきましても国内の黒糖、白下糖、これは藤野委員御承知のように、大体二つに分れます。黒糖、白下糖の系統と、北海道でやつておりますビート・シュガーの関係ではございますが、両方とも相当産業的には困難な産業となつておりますが、どうもビート・シュガーにつきましては、ちょっと国内のものだからと言つて内国消費税では手の打ちようがございません。関税以外に税としてはやる手がございませんで、食管で御承知のような操作を行つてゐるのが止むを得ざる一つの手段ではないか、ただ國內の黒糖、白下糖につきましては相他の砂糖と区別できますので、この点については今度これはもう引上げをしない。その代り範囲を樽入り黒糖、樽入り白下糖に限定いたしまして、大分インド方面、或いはフィリピン方面から黒糖が入つて来まして、これが実は国内の黒糖、白下糖の値を相当下げさせております。従いまして、その面につきましては何か手を講じたい、と言つて特に国際的に目つくようなやかましいことになるような問題は、これは避けなければならん。そこで昔ありますような姿における樽入り黒糖、樽入り白下糖、こういう姿を取りまして、樽

にお届けするようにいたしたいと思います。

○委員長(大矢半次郎君) 暫時休憩いたします。午後は二時から続行いたします。

午後十二時十分休憩

○委員長(大矢半次郎君) 午前に引きましては、法律案を議題としたままです。質疑を願います。

○小林政夫君 再評価倍率ですか、これはどういうふうにしておきましたのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 再評価倍率につきましては、大体最近における物価の上昇状況を見まして、この前の第一次、第二次の再評価は二十五年の一月一日を基準としまして、當時再評価倍率は、それよりちよつと前の二十一年の六、七月だと思いますが、その後の時期までの値上がり率を取つていてあります。従いまして最近少し騰り気味になつておるようですが、これが、本年の六月の数字でござりますと、税抜きの価格で小売りで四十二円五十銭、この場合におきまして四割五分九厘、それから改正後になります。

○小林政夫君 前からそうなつてはいるのでしようが、特に二十一年は、一月、二月及び三月、三月だけの欄を設けて指數を掲げておるのはどういうわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 二十一年の三月は御承知のように財産税の調査のために財産調査令による財産調査をやつた時期でございます。そこでその時期につきまして、特にその時の価格の何倍といったような指數を使うこと

ことはいたしておりません。併し一応卸売物価指数でありますとか、土地等につきましては最近の土地の値上がりといいますか、土地の価格の指數と、我だけの、多少独断かも知れませんが、一応世間的に見まして、大体權威ありとされておる指數を取つておりますので、特に委員会に諮問するといつたような手続はいたしておりません。

○小林政夫君 そうすると、この予算の説明書等に載録してあります卸売物価指數等、こういふのは何と何とを参考されたか、日銀調べの卸売物価指數か、或いは採用された指數について……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 卸売物価指数は、日本銀行調査にかかる卸売物価指數を採用してございます。それから土地の値上がり関係につきまして、勧業銀行で発表しております指數を採用しております。なお消費物資関係のものにつきましては、総理府で作つておりますCPIの指數を取つております。

○小林政夫君 部内会議でおきめになつたのか、それとも第三者の諮問委員会のようなものをやつて、ほかの意見も参考して、おきめになつたかどうか

○政府委員(渡辺喜久造君) 特に諮問の点は資料としまして、すぐにお手許

委員会を作つて諮問したというような置を取つてゐるわけでございます。

○小林政夫君 これも初めからの問題なんですが、十七条三項、二十五条一項、それから二十条二項、二十五条一項によつて、個人について事業用資産と非事業用資産とを分けて再評価額を定める意味はないと思うのですけれども、どういう必要があつて区分してその書き方を変えておるのでありますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 事業用資産と非事業用資産とにおきましては、課税の扱い上違いのあることは小林委員も御承知の通りであります。先ず事業用資産の場合におきましては、再評価は任意制度になつておりますが、非事業用資産におきましては、譲渡所得の発生の場合におきましても、事業用資産の場合におきますので、事業用資産の場合におきますと、非事業用資産の場合においては五割増にしておるといつたような事情もございまして、両者取扱いを異にしておる場合がございまので、一応この二つを書き分けて別に規定した、かような次第でござります。

○小林政夫君 併し法文を読んで御覽なさい。十七条三項と二十五条の第一項とを読むなら、全然書き方は同じなんです。「財産税調査時期前に取得したものについては、その財産税評価額をその取得価額とみなし、財産税調査時期をその取得の時期とみなす。」と、こういうことになつて、同じなん

です。だからその事業用資産と非事業用資産との扱い方が変わつておるといふことは認めるのだけれども、評価限度額といふものについては、書き方としては変える必要がないのじやないかと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) これはどういうふうに規定したら一番見やすいかといった問題も実はあるのじやないかと思つております。十七条におきましては先ほど言いましたように、任意償却になつておるものでございますから、最高の継繰りを超えることができまいといふことに一応書いてあるわけでござります。即ちその示すところは任意評価であるということの故に、再評価するかしないかということが一つの任意にかかるとすると同時に、今度再評価する場合におきましても、一応の限度を置きまして、その限度以下において再評価するならば、例えば限度が五倍の場合と、五倍以下で再評価するならば、二倍であつても三倍であつても四倍であつても、それは任意である。即ち再評価するしないといふことが任意であると同時に、再評価をどの程度の高さまで再評価するかといふことが、一応所有者の任意に任せられている。従いましてこの法文を見ましても、十七条におきましては「金額をとること、これがもう一応強制再評価のよな恰好になつてしまふとか、従つてその場合におきましての再評価の額は、納税者の任意によつて限度以内なら幾らでもしていいといふことでなくて、一応別表による数字をか

けたものがそのまま再評価の額だと、こういうことになるのでござりますから、一応この両者の条文はやはり書き分けておいたほうが理解しやすいのではないかということになつて、書き分けてあるのでございます。

○小林政夫君 それはそういうことを言えるでしようけれども、結局違ひは今おつしやつたように、事業用資産の場合においては最高限度、非事業用資産の場合においては限度一杯にしたとのとみなす、こういうことであるが、この売渡価額、譲渡価額が再評価額を限度額よりも低いというような場合それが故意に云々というものでないという場合においては、その譲渡価額を以て評価額とみなすことになつておるのです。それは間違いありませんね、そういうことだから必ずしも非事業用資産だからといって、限度一杯強制的にやるということじやないのです。要するにそれは再評価額の限度の問題とは別にして、扱いの違いなんです。これを「再評価額」といふものを規定するのに、事業用、非事業用と区別して再評価額といふものを書く必要はないのです。事業用資産の場合においては、事業用資産の場合には、それをこの税法の書き方として、再評価額がこうだといつて事業用資産の場合においては、その範囲内において適当にやる、非事業用資産の場合にはこうだという書き方をすればいいので、却つてこの原文の書き方のほうが非常にむしろ税法としては複雑になるのだと思うのです。それを「再評価額」まで分けて、事業用資産、非事業用資産と、全然異なる再評価の価額を算出する方法を一々分けて書く必要はない、再評価額はこうだ、こういうきめにし

ておいて、ただ事業用資産の場合については云々、非事業用資産の場合にはこうだ、こう一行に書けばいいのじらうがわからぬか。しかし、そこまで行くと多少意見の違いがあるのじらないかと思いますが、我々のほうで理解しておりますところでは、それほど申上げたことを繰返すことにからざるを得ないと思しますが、片方は任意であるが故に、それをはつきり云ふ意味におきまして、「超える」ということによつて、それが最高限度であり、従つてそれ以下の再評価はこれは任意であるということを十七条においては示したほうが理解しやすいのじならないだらうかと思います。それから片方は、おつしやるようになりますから、結局同じじやないかとおつしやいますが、併し同じとはいつても、別にその再評価額より譲渡価額が低い場合、それまでは下る、併しそれ以上は下がらんという、そこにおのづから約束といいますか、考えているところには一つの、強制といつてはどうかと思いますが、一つの動かない物差がそこにできておるわけでございまして、必ずしも財産所有者のかたのオブションによつて再評価額より下ることとは勿論、譲渡価額よりも下つて行くことも任意になされ得るといったような性格のものと違うのですから、これはやはり別々に書き分けておいたほうがわからぬか。小林先生は一緒に書いておいたほうがわかりがいい、こういう御意見のようですが、まことに云々、非事業用資産の場合にはこうだ、こう一行に書けばいいのじらうがわからぬか。

すが、一応すでにもう公布もされて、  
る法律でござりますので、特にこの  
際、大体私全体を通して見まして、  
今度の第三次の再評価をやる場合に  
きましては、特に第三次の再評価とし  
て、一次、二次と変つたところは、こ  
れははつきり規定の上に出しておいた  
ほうがいいだらう、それ以外のことと  
て、一次、二次と変つたところは、こ  
れが第三次は違うのであって、その他  
は全部一次、二次と同じですと、いわ  
く、御説明申上げるようにしておいた  
はうが、すでに会社等におきまして、  
一次、二次で相当の御経験もあります  
から、却つて理解がいいだらう、こう  
いうふうな考え方を持つものでござ  
いますから、条文を一應各条丁寧に目  
で参りますと、多少書き方等におきま  
してこうしたはうがわかりがいいかな  
と思ふ点もないじやないのでございま  
すが、第三次の性格からいまして、  
特に第三次の再評価といたしましては、  
この点とこの点が變るのだ、その他は  
全部一次、二次と同じですといふこと  
が言えるように、特に直さなければ全  
体が動いて行かないという場合以外  
は、大体従来の法律をそのまま踏襲し  
た次第でございまして、その辺の我々  
の気持だけは御了承願いたいと思いま  
す。

それから第二十九条の十四号に、今度新らしく挿入されたのはどういう意味ですか、『並びに昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十一月三十一日までの間に相続又は被相続人からの贈与に因り取得したもの及び昭和二十五年四月一日以後贈与又は被相続人以外の者からの遺贈に因り取得したもの』

○政府委員(渡辺喜久造君) 今度相続税の改正案が片方に出てるわけでござりますが、それでちょっと訂正させて頂きます。御承知のようにシヤウブの税制改正による相続税の改正の場合におきましては、相続がありましたらその都度同時に譲渡所得につきまして一応計算し直すといいますか、そして相続があつた時期におきまして被相続人は新らしくその財産を取得すると同時に、被相続人が持つておりますと相続開始までに生じた財産の値上がりは、相続開始の時期におきましてそこに当然譲渡所得が発生する、そこで所得税も課税する、こういったような形で、同時にその場合におきましては再評価法を結び付けて、相続のあつたときにおきまして強制再評価が行われるということがあつたわけでございます。この制度につきましてはいろいろ御批判もありまして、昨年の改正だと思いますが、そうした相続の都度に譲渡所得課税をすることはいろいろ無理ができるから、従つて、むしろ相続人が被相続人の財産を引き継ぎ有してしたものと見て行こう、従つて相続人の手に移りましてから譲渡がありましだときは、被相続人が取得したその取

得価額を以て相続人がその被相続人の者からの遺贈に因り取得したもの』  
○政府委員(渡辺喜久造君) 今度相続税の改正案が片方に出てるわけでござりますが、それでちょっと訂正させて頂きます。御承知のようにシヤウブの税制改正による相続税の改正の場合におきましては、相続がありましたらその都度同時に譲渡所得につきまして一応計算し直すといいますか、そして相続があつた時期におきまして被相続人は新らしくその財産を取得すると同時に、被相続人が持つておりますと相続開始までに生じた財産の値上がりは、相続開始の時期におきましてそこに当然譲渡所得が発生する、そこで所得税も課税する、こういったような形で、同時にその場合におきましては再評価法を結び付けて、相続のあつたときにおきまして強制再評価が行われるということがあつたわけでございます。この制度につきましてはいろいろ御批判もありまして、昨年の改正だと思いますが、そうした相続の都度に譲渡所得課税をすることはいろいろ無理ができるから、従つて、むしろ相続人が被相続人の財産を引き継ぎ有してしたものと見て行こう、従つて相続人の手に移りましてから譲渡がありましだときは、被相続人が取得したその取

出で来る、こういう改正を行なつたわけでございます。従いまして前回のときに、従来の改正前の法律でございますと、相続の開始したときに譲渡所得の課税問題が出来ますので、これはやはり一種のみなす再評価式に、再評価の点も当然そこに再評価され直す点で見て行かなければならなかつた、これが従来の法律であつたわけでございますが、今度はそれが変りましたものでございまますから、丁度シヤウブ勧告によると、一種のみなす譲渡所得の生じたときに改めて強制再評価の問題が出て来る、こういうことにするのか、強制再評価の規定を作りまして、他の点については、これは譲渡の他の点について、これは譲渡の相続開始までに生じた財産の値上がりは、相続開始の時期におきましてそこには当然譲渡所得が発生する、そこで所得税も課税する、こういったような形で、同時にその場合におきましては再評価法を結び付けて、相続のあつたときにおきまして強制再評価が行われるということがあつたわけでございます。この制度につきましてはいろいろ御批判もありまして、昨年の改正だと思いますが、そうした相続の都度に譲渡所得課税をすることはいろいろ無理ができるから、従つて、むしろ相

得価額を以て相続人がその被相続人の者からの遺贈に因り取得したもの』  
○政府委員(渡辺喜久造君) それで先ほど申しましたみなす以外の譲渡所得の関係は、現行法におきましては相続の分につきましてはこれは無理だといふので、シヤウブ勧告の線から運った線を出しましたが、贈与の場合は、贈与自身がいわば一種の贈与者の任意がそこに入つているという意味におきまして、贈与に関する限りおきましては、現在贈与の時期においてみなし再評価の問題が残つてゐるものと、一種のみなす譲渡所得の生じたときに改めて強制再評価の問題が出て来る、こういうことにするのか、強制再評価の規定を作りまして、他の点について、これは譲渡の相続開始までに生じた財産の値上がりは、相続開始の時期におきましてそこには当然譲渡所得が発生する、そこで所得税も課税する、こういったような形で、同時にその場合におきましては再評価法を結び付けて、相続のあつたときにおきまして強制再評価が行われるということがあつたわけでございます。この制度につきましてはいろいろ御批判もありまして、昨年の改正だと思いますが、そうした相続の都度に譲渡所得課税をすることはいろいろ無理ができるから、従つて、むしろ相

これを中心に再評価がなされて行く、こういう意味におきまして書き分けてあります。

○小林政夫君 二十五年の四月一日以後の贈与又は被相続人以外の者からの贈与により取得したもの、これも同様遣贈により取得したもの、これも同様でしたかね。

○政府委員(渡辺喜久造君) それで先ほど申しましたみなす以外の譲渡所得の分につきましては、これは無理だといふので、シヤウブ勧告の線から運った線を出しましたが、贈与自身がいわば一種のみなす譲渡所得の分につきましては、贈与が変わりましたものでございまますから、丁度シヤウブ勧告によると、一種のみなす譲渡所得の生じたときに改めて強制再評価の問題が出て来る、こういうことにするのか、強制再評価の規定を作りまして、他の点について、これは譲渡の相続開始までに生じた財産の値上がりは、相続開始の時期におきましてそこには当然譲渡所得が発生する、そこで所得税も課税する、こういったような形で、同時にその場合におきましては再評価法を結び付けて、相続のあつたときにおきまして強制再評価が行われるということがあつたわけでございます。この制度につきましてはいろいろ御批判もありまして、昨年の改正だと思いますが、そうした相続の都度に譲渡所得課税をすることはいろいろ無理ができるから、従つて、むしろ相

与税の課税の問題はありますが、そこには所得税についてもみなす譲渡といつた意味の、贈与者が持つてた間の値上がりというものに対する課税の問題は現に始期の規定はございますが終期の規定はない、こういう書き方になつておる次第でございます。

○土田国太郎君 この再評価税ですが、これはまあ我々考えますと、別に財産は植えたわけでもない、それは償はないのに、名義上の財産が植えただけで以て、実際においては植えないのが、それに税金を取るというのはどこから出発したのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今の御議論は、再評価ができる時から実は相当議論のあつたところだといふふうに思つております。大体この再評価を認められるか認めないかということから実は議論が出ておるわけなんでございます。

お説のよう、この一つの再評価の対象になつております有形財産を持つておりません。大体この再評価を認められるか認めないかということから実は議論が出ておるわけなんでございます。

二十五年の四月一日以後にその制度が初めてできまして、而もこの制度は現

在なお行われておるという意味におきまして、始期の規定はございますが終期の規定はない、こういう書き方になつておる次第でございます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 二十五年の四月一日以前の贈与につきましては、その当時の相続税法の規定によりまして全部の措置がなされておりますため贈与があつた時期におきまして贈

ておる次第でございます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 二十五年前に読んだから、ちよつととんちんかんな質問するかも知れませんが、この現行法で贈与につきましては、二十一年四月一日以後と特に始期は上つておりましても、その財産自身は別に前と變りがない、従つてそこにいる場合、見方によつては確かに價段は何らプラスの価値、価値の増加ははじやないか、こういうふうな御意見は確かに一つあり得ると思つております。併し再評価に対し一つの税金をとるという考え方が出ましたその根拠としましては、私は二つくらい考えられるのじやないか。一つは確かにそうした財産を持たれているかたにおきましても、私は二つくらい考えら

は考へて行こう、こういう意味におきまして全体の規定ができるわけでありまして、相続につきましては、先ほど言いましたように、もうすでに現在なくなつておりますから、そこに始まりおいては、貨幣価値の値下りの故に一応相当のマイナスがあつたわけで

ございます。即ち持つておいた財産の形体によつて、片方においてはマイナスがあつたわけござりますから、そういう人と比較して見ますと、相対的な意味において何らかのプラスがあつたということも考へ得るのじやないか、更に積極的に一応プラスのある場合が考へられますね、例えは借金をして財産を持つていた、こういう場合が相当考えられます。終戦後特に銀行預金、銀行の貸付金等殖えておりまして、あれで財産を持れたが相當あるわけあります。その場合に借金のはうは減つちやつて資産は減らない。そうすればプラスマイナスしてみますとそこには相当のプラスがあつていいのではございませんので、借金のはうは減つちやつて資産は減らない。そうすればプラスマイナスしてみますとそこにはどの程度の再評価をするかについて、は、どの程度の再評価税を課税すべきか隨分いろいろな議論がありまして、税金につきましてもまあ百分の二十五といい、或いは二十といつた議論がありましたが、結局まあできるだけ資本の蓄積も考へなければなるまいといふので落着いたのが百分の六といつた前回の制度でござります。で、今回第三次再評価を認める場合におきまして、再評価税をどうするかという点についてはいろいろ御議論がありました。併し、我々第三次の再評価の性格をずつと考へて行きますと、結局第三次再評価といふものは第一次再評価、第二次の再評価の一種の補正であるといふ外には説明がつかないようと思います。又同時にそういう考え方で再評価

率の一一番大きく上りましたのは土地でございますが、併し、結局それは第一人者を持つて、こういうことによる次、第二次の再評価後における土地の値上がりが相当大きいということによる考え方であります。ところが、この土地を例えれば基準年次であります九一一年平均などに比べて見ますと、まだこの第三次再評価をやりました場合におきましては、土地の値上がりの率というのは、例えは卸売物価指数に比べますと、決して高くなつております。そこで、この土地の第三次再評価をやりました場合におきましては、土地の値上がりの率といふことによつての計算替えをしたわけでございませんので、借金のはうは減つちやつて資産は減らない。そうすればプラスマイナスしてみますとそこにはどの程度の再評価をするかについて、は、どの程度の再評価税を課税すべきか隨分いろいろな議論があります。いろいろなところでおきまして結局第三次再評価といふものが行われたということになれば、やはり第一次、第二次再評価の考え方と、それとの權衡を考えまして課税の面におきましても同じようなことを考へて行くべきではないか、ただ再評価は、そのときあなたのお考へ方に現金を持つていた人は損をしたんだ、有形財産を持つた者は得をしたから課税するのだ。以前不景気になつたときには物を持つている人よりも現金を持つている人のほうが非常に利益があつたはずである。そのときに預金現金をお持ちになつておられたには何ら問題はない。こういう特別の処置はなかつた私たしまして、納稅の方法等につきましては御承知のように第一次、第二次の場合におきましては百分の六の税金を第一年度におきまして百分の三、二年度、三年度において百分の一・五ずつ納めるようにしてあつたでござりますが、今度は百分の六を五年に延ばしましたが、今度は百分の六を五年に延ばしましたとして、同時に初年度だからといってたくさんということにしませんで、百分の一・二ずつといふことに納めて頂く、まあその辺でできるだけの配慮を払うことによりまして、やはり再評価税という本質的な建前はこれを保持して行くようにするのが理論の上から言つても合つておられるのじやないか、こ

ういう構成をとつてござります。

○土田國太郎君 今の局長の御説明がなさるべきものではないか。今度倍率の一番大きく上りましたのは土地でございますが、併し、結局それは第一人者が今まで物が上つたからこういうものが、今まで物が上つたからこういうものを課税をしたというためには聞かない。まあ譲渡した場合に利益があつた場合、これは止むを得ないが、売りも買ひもしないものを、貨幣価値の変動によつて課税されるというようなのは、今まで私は聞いたこともないのだが、これは逆に下つたこともあるのと、決して高くなつております。そこで、そのときあなたのお考へ方に現金を持つていた人は損をしたんだ、有形財産を持つた者は得をしたから課税するのだ。以前不景気になつたときには物を持つている人よりも現金を持つている人のほうが非常に利益があつたはずである。そのときに預金現金をお持ちになつておられたには何ら問題はない。こういう特別の処置はなかつた私たしまして、納稅の方法等につきましては御承知のように第一次、第二次の場合におきましては百分の六の税金を第一年度におきまして百分の三、二年度、三年度において百分の一・五ずつ納めるようにしてあつたでござりますが、今度は百分の六を五年に延ばしましたが、今度は百分の六を五年に延ばしましたとして、同時に初年度だからといってたくさんということにしませんで、百分の一・二ずつといふことに納めて頂く、まあその辺でできるだけの配慮を払うことによりまして、やはり再評価税という本質的な建前はこれを保持して行くようにするのが理論の上から言つても合つておられるのじやないか、こ

ういう構成をとつてござります。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあプラスマイナスとは同じようにやはり若いういうふうなところで、贈与の意味でございましたが、その当時に現金を持つていた人は損をしたんだ、有形財産を持つた者は得をしたから課税するのだ。以前不景気になつたときには物を持つている人よりも現金を持つている人のほうが非常に利益があつたはずである。そのときに預金現金をお持ちになつておられたには何ら問題はない。このう特別の処置はなかつた私たしまして、納稅の方法等につきましては御承知のように第一次、第二次の場合におきましては百分の六の税金を第一年度におきまして百分の三、二年度、三年度において百分の一・五ずつ納めるようにしてあつたでござりますが、今度は百分の六を五年に延ばしましたが、今度は百分の六を五年に延ばしましたとして、同時に初年度だからといってたくさんということにしませんで、百分の一・二ずつといふことに納めて頂く、まあその辺でできるだけの配慮を払うことによりまして、やはり再評価税という本質的な建前はこれを保持して行くようにするのが理論の上から言つても合つておられるのじやないか、こ

ういう構成をとつてござります。

○土田國太郎君 今の局長の御説明は、物が上つたからまあいいんではないかという御意見と承わつておるのだが、そのように固定資産税を何故にこの再評価税にからまして来たのか、それが今まで物が上つたからこういうものを課税をしたというためには聞かない。まあ譲渡した場合に利益があつた場合、これは止むを得ないが、売りも買ひもしないものを、貨幣価値の変動によつて課税されるというようなのは、今まで私は聞いたこともないのだが、これは逆に下つたこともあるのと、決して高くなつております。そこで、そのときあなたのお考へ方に現金を持つていた人は損をしたんだ、有形財産を持つた者は得をしたから課税するのだ。以前不景気になつたときには物を持つている人よりも現金を持つている人のほうが非常に利益があつたはずである。そのときに預金現金をお持ちになつておられたには何ら問題はない。このう特別の処置はなかつた私たしまして、納稅の方法等につきましては御承知のように第一次、第二次の場合におきましては百分の六の税金を第一年度におきまして百分の三、二年度、三年度において百分の一・五ずつ納めるようにしてあつたでござりますが、今度は百分の六を五年に延ばしましたが、今度は百分の六を五年に延ばしましたとして、同時に初年度だからといってたくさんということにしませんで、百分の一・二ずつといふことに納めて頂く、まあその辺でできるだけの配慮を払うことによりまして、やはり再評価税という本質的な建前はこれを保持して行くようにするのが理論の上から言つても合つておられるのじやないか、こ

ういう構成をとつてござります。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあプラスマイナスとは同じようにやはり若いふうなところで、贈与の意味でございましたが、その当時に現金を持つていた人は損をしたんだ、有形財産を持つた者は得をしたから課税するのだ。以前不景気になつたときには物を持つている人よりも現金を持つている人のほうが非常に利益があつたはずである。そのときに預金現金をお持ちになつておられたには何ら問題はない。このう特別の処置はなかつた私たしまして、納稅の方法等につきましては御承知のように第一次、第二次の場合におきましては百分の六の税金を第一年度におきまして百分の三、二年度、三年度において百分の一・五ずつ納めるようにしてあつたでござりますが、今度は百分の六を五年に延ばしましたが、今度は百分の六を五年に延ばしましたとして、同時に初年度だからといってたくさんということにしませんで、百分の一・二ずつといふことに納めて頂く、まあその辺でできるだけの配慮を払うことによりまして、やはり再評価税という本質的な建前はこれを保持して行くようにするのが理論の上から言つても合つておられるのじやないか、こ

て、結局それによる固定資産の償却等を殖やすというのも面白くもあるまいといったような意味におきまして、一種のチエク・アンド・バランスの思想によりましてそういう規定ができるわけでございまして、固定資産税が重いからなあ／＼再評価が思うように行かない、これはまあいろいろ我々も聞かされている問題でございますが、固定資産税の問題或いは事業税の問題といったようなものにつきましては、将来の問題としまして中央地方を通ずる税制の改正という意味におきまして、いろいろ検討して見たいというふうには存しております。

した時期及びそのときの時価、これによって全部を考えて行こう、それは先ほども言いましたように、相続のときによつて一遍みなす譲渡所得に課税しませんで、現行の制度によりますと、被相続人の持つていたものを相続人が譲渡した場合には、例えば私が相続人がない場合には、例えば私が相続人だとしてしまこと、私が相続によつて取得した時期及び相続したときの価額によることとなるのでございますが、所得税の課税と関連してこれに特例を設け、私の被相続人が取得した時期まで遡つてその取得時期及び取得価額を定めることとしておるのであります。従いまして、ここにはそういう例外的なものだけが幾つか並べてある。そこで、個人が贈与、相続人又は遺贈により取得した資産については、贈与者、被相続人又は遺贈者の当該資産の取得の時期及び取得価額を以て、それ／＼その取得の時期及び取得価額とする、こういうような原則に立つてゐるわけです。ところが括弧の中にありますものは、先ほどもちよつと申しましたように、シャウプ勧告によりましたあの税制によりつておりますですから、相続のときに一応打切つてあります、計算が直してあります。従つてそれは相続人が取得した時期というのとは相続の時期であり、従つて取得価額というのとは相続のときにおける時価が取得価額であります。黙つていればこれになる、それがここへ「除く」ということによってそういう原則へ戻るのだ、こういう意味でございます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 結局相続税の場合におきましては、相続の時期になつておる時価で以て課税することになりますから、従つて具体的には相続税の課税が行わればまたときに、課税額の算定となつたそこのときの価額、それは更に一步遡つたときの価額、こういうことに解釈しております。

○森下政一君 先刻西川君でしたかから、資産再評価をしてなぜ又課税するかという質問が出ましたのですが、資産再評価をすることはこれは非常にいいことだと私は思うのです。特に法人等の場合に経理の基礎が非常に強固になることになるのだから、これは進んで私は誰しもが再評価をしなければならないことだと思いますが、一回、二回と再評価が実施されたにかかわらず、今日なお再評価をしないものがあるといふのは、恐らく納税が困難だということになると阻まれておるものに限つて再評価を今日まで実施していないのじやないかといふふうに思うが、そうではありませんか。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ我々主税当局で考えておるせいかも知れませんが、私は再評価が或る程度まあ思ふように行われなかつたということについては、税の関係が全然関係ないとは申しませんが、それほど大きいと言いますか、税の関係以外に別途相当な理由があるのじやないかといふふうに思つております。と申しますのは、例えば再評価の積立金が相当出るとすれば、それをすぐに資本へ組入れるといつた株主の要請がそこに出で来る、資

本が大きくなりますと、現在におきましては相当高い配当をしなければなりません。会社として一人前じゃないといったような、多少私どうかと思いますが、「割合」三割とかいつた相当の高配当が普通になつてゐる、こういつたような会社からいたしまして、やはり会社経理の全体から見まして、余りそこに大きな見込みがあるという会社は、これは割合に進んで再評価をしておりますが、経理が将来相当大きく収益が出て来る見込みがあることを考えませんでも、再評価すれば相当今度は減価償却をしなければならんという面が出て参りますので、会社の経理の上から言いまして、相当やはり収益が上つて来つて配当もでき得るという見通しがない会社におきましては、やはりやる場合におきましては、限度一ぱいということではなくて、その半分くらいやつておくとかといふ、こういう風氣が相当あつたのじやないか、ただ最近におきましては大分そうしたものの考え方を変つて来ておられるようでございますので、第三次再評価におきましては、私はそういう面と離れて相当の再評価が今度は実行され得るのではないかどううか、我々もそういうことを希望いたしております。

は思はないのですが、そこで会社の修理から考えて見ると、当然資産再評価をするこのほうが、より堅実の経営ができるということになるべきはずである。それで、それが今日まで一回、二回と更に評価が行われ、勧奨されておるのに、なお再評価していないというようなのは、結局税金といつものが大きな障害にならぬとしているのではないかといふこと、が考えられます。若しこれが今度の第三次資産再評価をやつて課税しない、仮にするなら、私はもう恐らく再評価しないものはないというくらいにすぐ再評価するのじやないか、ただ当局の考え方としても、必ずしも税を取らなければいい、だからなきやならんと、いうところは、第一回、第二回の再評価との釣合がそれほど、うごけないで、何かほかにどうしてみると、何を取るべきだ、という理由がありますか。

あります。配当が何割という問題は別といたしましても、やはり再評価すれば今度は相当減価償却を立てなければ会社の経理としてはおかしい、従つてそうしますためにやはりそれだけの収益の見込みがなければならぬ。やはりこれは相当大きな関心的であります。なぜ税を取らなければならぬかといふ問題については、確かに第一次、第二次との権衡の問題は我々も大きく考えております。併し同時に第一次、第二次でなぜ税金を取らなければならなかつたかという点については、先ほど申したような問題が一つあるわけでありまして、そうしたグレードの考え方が現在において変わるべき理由はない。ということが、やはり第三次においても課税すべき理由である。第一次、第二次二次も全然課税の理由がなかつたといふことの故に、やはり第三次においてもやはり課税の根拠があると我々は考えております。

○土田國太郎君 今の税金の問題なんですが、局長の意見は大体払えるといふ見込みの御説明のように私は伺つたのですが、第一次をやつた時代と、

日の時代は非常な経済界が違つて来るのであります。今日は御承知のように、朝鮮事変がああいうように結末を告げてから、大企業でも赤字を出しておるようだから、その下請工場なり或いは関連産業、或いは普通の中小企業がみんな参つて来ておりまして、今申上げまするよう経済が悪くなつておりますから、第一次、第二次の当時のお考

えのようでありまするといふと、今度の再評価というものはうまく行かないに等しいものでも、そういう面はやはりこれは相当大きな関心的であります。なぜ税を取らなければならぬかといふ問題については、確かに第一次、第二次との権衡の問題は我々も大きく考えております。併し同時に第一次、第二次でなぜ税金を取らなければならなかつたかといふうに思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) なぜ

税を取らなければならぬかといふ

問題について、確かに第一次、第

二回の御承知でありまするといふと、

それは私どもは考へる。第一今三割、四割

といふ配当は珍らしいようになつて來

ております。三月期のあの配当も勿論

御承知でありまするといふが、九月期の全

国平均配当率より相当減つておるはず

であります。それから三月期以後現在

はなお悪くなつて來ておる。而も私は

大企業ならば償却もできましようが、

これは税金の納まらないことと、且つ

償却のできないようなものが再評価し

ても、これはつまらん話なんです。何

もならぬ。税金をただ取られるだけで

お考えを頂かなければならぬかと思

う。それと今御承知のよう全国で二

十六、七万の法人会社があるでしょ

うが、そのうちの大半八割は小さな会

社、即ち百万円以下の会社が二十何万

あるとかいうことを私は聞いておる

のですが、二十六、七万の会社のうち

百万円以下の資本の会社が二十何万も

あるといふことは、現状予算の暫定予算

によつてやられているために相当苦し

めになつてゐる面などはかなり緩和され

て行くのぢやないか、こういうよ

う程度のことは考へておりますが、先行

きそんなに景気がいいという意味にお

いて物を考へてはおりません。併しそ

れども、それが果して全部資産を私は

持つてゐるとは言いませんが、その中

の半分不動産を持つてゐるといったま

すが、二十六、七万の会社のうち

は……。それが果して全部資産を私は

持つてゐるとは言いませんが、その中

の半分不動産を持つてゐるといったま

すが、二十六、七万の会社のうち

ときと今度の場合とは、大分そういう面においては情勢が變つておると思ふ。第一次のときは財産税も取つた直後であるし、或いは金銭債権を切捨てたとかいうような、そいつった金銭債権等と比較をして、理論的には再評価税を取る根拠はないけれども、そのほかに例えれば価格差益金を取るとかいうような一連の問題と比較して、この再評価税を取らないということは、ちよつと政治的というか、そういつた意味の負担の公平という意味からも、取つたことも止むを得なかつた、併しその後においては、今の状態においては、大分その点は状況が變つて来ておるのじやないか、だから別に第一次、第二次の延長だ、その足らざるを補うのだから、おられるならば、そいつた前の条件も入つておるのだということになるけれども、これは今は資本蓄積という点において、非常に重要なときに、この再評価こそは非常に普遍的なものなんです。法人税の軽減を特別措置によつてやるということは、業種により、又当該業種の指定設備というようなことです。法人税の軽減を特別措置によつてやるといふことは、業種によるが、再評価に關する限りにおいては、「税を取りさえしなければ、普遍的な措置として資本蓄積に非常に役立つ、こういうような状態から行くと、大分第一次のときと今度の場合とは社会環境が非常に異なつておると思うのですが、如何ですか。

かと思いますが、併し租税負担全體から考えてみると、結局第三次再評価によつて恩典を受けるものは、個人にしましても法人にしましても、結局会社とかそういう法人に直接関係のある面だけでありまして、それで租税全體を負担しているものとしては、まあ他の委員会でもよく御議論がありますが、企業所得者の租税負担の問題もありますし、或いは農民の租税負担の問題もありますし、給与所得者の租税負担というのも大きい、これはすでによく御承知の通りでございまして、そういう面からいいますと、これはあらゆる納税者に普遍的なものだということに結論付けるのは如何かといふうに私は思つております。それは例えば輸出なら輸出振興の問題とすれば、これは又このほうが幅は広いと思いますが、併し租税全体という面から考えてみますれば、やはり納税者全体の数からいえば、これによつて会社全體がよし二十万あるとしましても、所得税を納めている人は一千万からあるというようなことから考えてみると、必ずしもそれが普遍的なものであるということが、これは程度問題ですから、私としましては普遍的な問題と云い切ることについては、さようございますとと言うのもちよつと如何かと思つております。それから第三次が第一次と第二次の、どうしても私はやはりこれが補足的なものだといふうに考えざるを得ないと思つておりますのは、結局それじや又第四次の再評価をやることについて、さようございますと云ふうに考えざるを得ないと思つておりますのは、結局それじや又第五次の再評価をやるか、第五次の再評価をやるか、こういったような議論が当然出て来るわけでありますが、私はそういう必要が当然出て来るような情勢になるということ

も、勿論政府としては好ましくないことでありますしようし、絶対にそうあつてはならんという意味においては、予算案などにも、是非お組み願いたいと思つておりますし、従いまして、それらのいろ／＼補正的な面もあるが故に、第三次再評価といふのはどうも第一次、第二次のやはり補足的なものであり、その補正的なものであるべきじやないだろか、で将来これが第四次再評価といふものの前提になるといえますか、出発点になるものじやないか、こういうふうに考えて行くべきじやないか、かようと考えております。

○小林政夫君 これ以上やると議論になるけれども、要するに第二次は、これは明らかに第一次の補正なんです。第一次の資産再評価法を最初に公布したときの社会情勢その他の一連の税制面とか、或いは金融措置等々と見て、現在とは相当情勢が違うといふことはいい得るのじやないか、それから今の普遍的かどうかとということは、企業の資本蓄積という点から行けば、今いろいろととられておる租税特別措置の問題だとと言われましたが、こっちの法関係の個々のものよりは、私もより普遍的であるということを言つておるのだけれども、この点はあなたも必要のあります。

ほうがより普遍的だということ意味において、余り意見の相違はないようです。が、より普遍的の「より」の書き方が僕は大きいと思うのだけれども、その点はこのくらいにしておきます。

それから、これは今度の改正じやないのですけれども、やはり前からある

規定ですが、第四十条の第二項の規定の「当該資産の最初の帳簿価額がその取得価額に満たない場合において」のその満たないという点だと思います。大体当該資産の最初の帳簿価額というのは、取得価格であるというのが普通の常識だといふうに思います。ところが現実の事態にぶつかりますと、取得価額といものと帳簿価額が違う場合といいますが、これはまあ或いは単純にこういう規定がなくて、ただ取得価額といつて議論して行つた場合におきまして、実際の取得価額が百二十円であつて、帳簿価額が百円であつた、それが今度百五十円に再評価された、こういったような場合、その場合におきましては、百二十円と百五十円の差額ですね、これは再評価の税の対象として扱はれ、併し百円と百二十円のこの開きは、本来百二十円として帳簿に記載され、それによつてあらゆる課税がなされて行くべかりしものである、従つてこの二十円については再評価差額としては扱わないので、本来の法人税の課税対象として扱う、こういう意味であります。

○小林政夫君 本来の、今の最後の問題ですね、法人税の対象として扱うんですか、これだけを脱税を認めるようなことになるのですか。

○政府委員(渡辺喜久進君) 「当該資産の最初の帳簿価額がその取得価額に満たない場合において」のその満たないという点だと思います。大体当該資産の最初の帳簿価額といふのは、取得価格であるというのが普通の常識だといふうに思います。ところが現実の事態にぶつかりますと、取得価額といふものと帳簿価額が違う場合といいますが、これはまあ或いは単純にこういう規定がなくて、ただ取得価額といつて議論して行つた場合におきまして、実際の取得価額が百二十円であつて、帳簿価額が百円であつた、それが今度百五十円に再評価された、こういったような場合、その場合におきましては、百二十円と百五十円の差額ですね、これは再評価の税の対象として扱はれ、併し百円と百二十円のこの開きは、本来百二十円として帳簿に記載され、それによつてあらゆる課税がなされて行くべかりしものである、従つてこの二十円については再評価差額としては扱わないので、本来の法人税の課税対象として扱う、こういう意味であります。

○小林政夫君 評価益いやない。

○政府委員(渡辺喜久造君) 考えておられますのは、百円の帳簿価額を百五十円に評価するわけですね、そうすると、五十円の差引評価益が出るわけですね。このうちで再評価差額として認めますのは三十円であって、二十円は普通の評価益、従つて普通の評価益という意味は他の財産利益と一緒にになります。  
○小林政夫君 標準取得になるんです  
か。  
○政府委員(渡辺喜久造君) さようでござります。  
○小林政夫君 そうでないと、別途裏金でもつて金を注ぎ足して、本来十万円のものを五万円を別に出して、帳簿価格のほうは五万円だということに、併しそれはやはり十万円で買ったのだということを認める事になるので、別途に出した五万円は、実際は十万円の物の取得があつたわけだから、そういう意味においてなくする、こういう意味を実際にこれは持つておりますね。  
○政府委員(渡辺喜久造君) さようでござります。  
○小林政夫君 ついでに申上げておきますが、先ほど資料としてもらつた二十八年度税制改正法律案要綱に落ちておるのであります。三十九条二項による公益法人の企業用資産の再評価税を取るということが、今度新らしくきめられたわけですから、提案理由の説明の中にはちよと触れてあるが、この法律案改正要綱には舉つておらない、これをもう一遍正確なものにして、補正をして再提出してもらう必要はないが、補正の箇所だけあとで……条文的に落ちておる箇所がありますから、条文的にもこれ／＼の要綱はその何條だ



る増収入に相成ることになるであります。しかし、六割と申しますと約二十億円が大衆課税として、これがそれだけ負担に相成るのであります。そうして全体を見まして最早所得税の問題についても実は相當に引下げをして行かなければならぬのであります。が、一向そういうことをいたしてながい。然るに、更に大衆税としての砂糖消費税というものが、そのように再引き上げを考へておるということの意思はどこに一体あるのか、私から申しますれば、いわゆる国の税収入に対するところの考え方、又思想的にも、思想といいますか、こういうことをいたしてみれば、これは際限がない。そうして次々に大衆の使つておりまする関接税というものを、直接税は減るところではない、とにかく更にだん／＼殖やして来る。一方更に大衆課税となるものに対して明らかに目をつけて、そうしてこれを引上げをして行くという考え方、それからそういう施策、そういう態度といふものに対しても、私自身としましては甚だ長い間の官僚の何といいますか、惰性によりましてそういうものを全然改めない。そうしてひたすら国家予算といふものの増収入といふものに拘泥して、そうしてそれを引上げるということに対する反省は更にない、こうしたことであります。こういふ私は政策なり政治方式といふものは、非常に険峻に考へ直さなくちやならんと思うのでありますけれども、それを専門技術的に、この砂糖消費税に対しても、これは引上げをしようとすることになつた基本なり、それからそういう根本がどこにあるか。いわゆる一応の項目をすつと並べておつ

て、生活必需品に対しても、これらはもう少し殖やそう、殖やせば殖やすだけ行政府といふものは……それに対して施行する方向を、その官僚機構の中に作つて行くというふうにも考へられるわけであります。が、これに対する主税局長のいわゆる極めて良心的な、主税局長としては、それはやはり当事者として國民の負担を鋭意軽からしめようとすることが、私は今日の極めて良心的な優れた主税局長の思想であり態度であると私は信じておりますので、その点を改めて伺いたい、かのように思つてあります。

○政府委員(渡辺喜久造君) 税負担、特に現状における税負担が相当重いお

相に現状における税負担が相当重いお

相になつておりますので、できるだけこれを何らかの恰好において軽くして行きたい、といふことは、実は私終始考へておるところでございます。問題

はどうしてもやはり歳入といふのが関係から言いましても、執行のほうか

に所得税等が相当の大衆課税になつてゐる。この面につきましては、負担の重点をおくべきではないかといふ御議

を行くということにずっと進んで参つておるのでござりますが、直接税、特別の勧告以来の全体の考え方としまして、現在直接税、特にシャウブ

をしておるのと並んで、参つておるのと並んで、現在の歳出と裏腹にならざるを得ないものと申しますから、歳出のほうにおきましても、いろいろ問題が多くござりますので、より間接税に相当の重点をおくべきではないかといふ御議

を伺つておるのであります。が、根本的に非常にこれは我々とは考えを異に

しておる。それで只今千億の減税をいたしたというか、いわゆる國民の所

得、これを対象として税の歳入を見込んでいる。そうすると二十七年度にお

いては五兆六、七千億であつた。又本年二十八年度は更にそれが六兆五、六千億に達している。そういたします

と、いうと減税したといつても、實際に年間の歳入としてそこに現われて来る

のは、いわゆる現状維持を以てするならば、一千億なり一千数百億の減税を

おいて歳入としてそこに現われて来る

ものは、いわゆる現状維持を以てするな

り、だらだら自然減税といふことは考へなくて、国民所得の増収ができるに

よつて、それだけつまり國家の税収入

が、その所得に対する全体の一七%

なり一八%といふものを大まかにかけ

て行くのでありますから、そうする

と、國民のほうでは幾ら孜々營々と働く

が、工業用等におきましては、これは使う目的が、國民の消費として消費される目的がそれ／＼異つて参るの

りますから、これは別といたしまして

が、工業用等におきましては、これは

使う目的が、國民の消費として消費される目的がそれ／＼異つて参るの

りますから、これは別といたしまして

が、十六、七億のものは全体の國の税

收入から、一千億円内外の税収入から

しますれば、極めてその影響といふ

ことを強く考へるのであります

が、十六、七億のものは、いわゆる働けば働くほど税としてかけられ

る。そうして働いた報酬といふものが

は、國民の勤労意欲というものに対し

て非常な阻害をなすものである。そう

いふことを考へて、いわゆる増税とい

うものに対しまして私は非常に考へが

希うのであります。が、こういうものに

対して技術的に何か主税局長としては考へがあるかどうか、全体の税収入の中から十七、八億くらい出すと、何でもないことである。そういうふうに思うのであります。その点どのように考へられるのでありますか、税に対する技術的な局長の薦否を一つ伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 国民所得が殖えて来る。これは我々もそういうふうな基礎に立つております。やはり減税という言葉は、よく税法上の減税とかいろいろお話をございますが、私はやはり税法が變ることによりまして税金が減つて来ると、いうことは、やはり実質的にも税法的にも減税ではないかというふうに考へております。ただ物価が非常に水準的に上りまして、例えば所得税について申上げますれば、今まで所得一万円のかたが一割税金を背負つて、今度物価が倍になつて二万円になつたけれども実はもの一円と同じ、こういうかたが相変らず一割であるために税率なり控除が變えられたとすれば、これはもう本当のノミナルな減税に過ぎませんが、現在CPIの動き等から見てみますと、このほうはそう大した上り方をしておりませんし、従いまして実質的に所得が殖える。従つてその場合におきまして認できるだけ国の経費を切り詰めまして、減税を図るべきであります。それはやはり実質的にも税法的にも減税じやないかというふうに考へおります。今度の千億減税の場合におきまして、何と申しましても現在一番大きな負担として悩みの中心になつておりま

すのは所得税でございますので、一応所得税を中心にして減税をして行

つたわけでございますが、同時に先ほどもちょっと触れましたように、いろ

いろな面におきまして負担の調整を図るということが必要でございまして、

そういう意味からいたしますと、砂糖

については二割程度の引上げをするこ

とが全体の負担の調整上いいのじやな

いかというのか、先ほど申しましたことを繰返す上で恐縮でございますが、現

在出している結論でござります。

○平林木一君 今主税局長から御答弁

を伺つておりますが、委員長大變急いでおられるようありますから、でき

るだけ議事の進行を図る上において私

の意見を申上げることを差控えたいと

思いますが、本年は砂糖につきまして

は只今の二割なりを了承いたしたこと

をここで一応申上げておきます。併

し、二十九年度の予算の編成は早晩主

税局長の手許においてはこれが開始せ

らるのであります。併し申上げておきま

す。

○政府委員(渡辺喜久造君) 結局負担

の権衡という問題になりますと、比較

の問題になるのでござりますから、そ

こに十分御納得の行く説明ができ得な

いことを恐縮に存じておりますが、衆

議院でもいろいろ甘党や辛党の御意見

がございまして、酒のほうは下げてい

るのに、砂糖のほうを上げるのはどう

いわけかというふうな御意見があつ

たのですが、併し酒と砂糖を比較する

のはいささかどうかと思ひますが、甘

党と辛党というお話をよくあるもので

なあれを持つて砂糖消費税などに

ついては目をつけないようといふこ

とを再び御注意を申上げておきます。

併し、局長からこれに対して一応意

見があるようでありますから、それを

伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺喜久造君) 御趣旨の

改正の場合に篤と検討してみたいと思

つております。

○森下政一君 砂糖消費税ですね、午

前にもどなかの質問にお答えがあ

つたと思うのですが、だんづ皆さん

の質問に答へられるのを伺つておるの

ですが、どうもこの程度の引上げをや

つてもいいのじやないかとおつしやる

ことが、どうしても納得が行かんので

す。そこでかねての御説明の一一番主眼

か、こんな御議論もあるわけですが、

か

たた間接税というものを見て行きます

では出庫の際に殆んど現金取引で税金

も、それから物品の代金も併せてとつ

てしまつておる、ところがその間税金

を国庫に納入するまでの間は、みずか

らの責任で保管しておつて、これを回

転しておる。この利益だけでも莫大だ

ということを特に言われておるわけ

あります。が、相当運用しておる、國の

税金をメーターのほうで運用する権利

を与えている。これらに對して滞納の

際にも極めてゆるやかな滞納の処分方

法が第十二条の四で新たに制定され

るのでありますけれども、これは

我々からみるならばむしろゆるやか過

ぎる、一般の所得税の滞納の強制徵收

方法と比べましたときに、非常にゆる

やかであつて、製糖業者を儲けさせる

ような点が私は多々あると思うので、

この点についても極めて不満である。

次に細かい問題でござりますが、この

法律は、非常に今の法律の形式は古い

形式そのままを引継いでいる、而も本

則におきましては片仮名で文語体を使

つておきながら、今度は附則だけは平

仮名を使つてゐる、こういう法律の形

態等はこの際改正されるならば、どう

せ全文改正されるよう、これはどん

どんこういう機会に直して行くように

しなければならん、こう思うにかかる

わらず、本則のほうだけはそのままに

しておいて、そうして附則だけこうい

う平仮名にするというのは、どうも本

竹を繼いだような法律になつてしま

うと思うのですが、こういう点

などはこの機会に直すほうがいいのじ

やないか、余りにも事勿れ主義といふ

か、どうも大蔵省はこの点については

やり方がずるいのじやないか、現在の

状態に合わずようにしなければならんと思うのですが、そういう点はこの際やらなければならん、なぜやらなかつたかということについて、ちょっとと大蔵省はする過ぎると思うので、この点からいたしまして、この砂糖消費税法については遺憾ながら我が党は反対する次第であります。

○森下政一君 私もこの法案には反対いたしました。理由は只今菊川君が繰々述べられた次第であります。大差ないのあります。が、殊に先刻平林委員の質問に対しても局長から御答弁があつたように、砂糖の全消費量の六割くらいまでが家庭で消費されるものであるということははつきりしている。これはこの消費税の負担の均衡の点から酒、煙草等の税金と比較した説明がありましたが、家庭で消費する砂糖といふものは酒や煙草とはちよつとわけが違うと私は考える。酒とか煙草とかいうものは、非常に仮に税金が重いという場合に、相当みずからこれは消費規制ができるというわけのものだが、砂糖はそう簡単に行かない。これは生活上の嗜好品でなくして、まさに必需品だと私どもは考える。戦前における砂糖消費税の負担の割合と現在とを比較されて、この程度までは引上げの幅があるのじやないかといふような御説明があつたが、それなら税制改正のたびに所得税でも戦前と同じような觀点に立つて、そこまでくらいで抑えるといふことができるかといふと、そういうじやない、所得税のほうはなか／＼そろは行つていない、例えは戦前千二百円までが免税点、こういふものが設定されていたが、今日はそろは行つていないことを考えてみると、これだけ

戦前くらいの幅を持たせた引上げをやつてもいいのじやないかとおつしやるけれども、まだそれにはちよつと納得できない。従いまして、菊川君の指摘する通り、まさに大衆課税であるといふことを考えると共に、生活の必需品だということを考えますときに、これだけを引上げて行くことは、自由党政府の一連の減税措置から考えてみましても、私は誠に遺憾に堪えないと、こう考へる次第であります。さうな意味においてこの引上げには反対するものであります。

○平林太一君 私は本案に対しまして先刻質疑をいたしましたごとく、本案を提出いたしました政府の態度に対しましては、まさに税制に対する砂糖消費税の問題は、いわゆる閑税、消費税とすにこれは二重になつておる、而もそれが事いわゆる家庭の極めて平和を愛好するところのものであつて、酒のときものとはこれは違います。只今森下委員からお話のありました通り、先刻主税局長は酒と煙草の比較をいたしましたが、酒のときはややもあつたしますが、併し砂糖に限つては、酒とは全く違つて、常に和氣藪々たる家庭を駆蕩とさせるとこころの平和的な家庭消費の対象である。かようなものに対しても苛酷な税をかけて行きますことは、何といたしましても、腑に落ちないのである。只今菊川さん、森下君からお話をありました点に、私は満腹の同感を表するものであります。併し、本案を対しましては、極めてかくのごときわかりやすい事理明白なものに対しまして、大蔵当局がかかるような措置をいたしましたことは、要するに千慮の一失、或い

は弘法にも筆の誤り、そういうことであります。されば本院規則第七十二条によれば、委員長の議院に提出する報告書に對する多数意見者の御署名を願います。そこで、只今の両委員のお話を承るにつきましても、私は強く更に要請するのであります。どうか、これは来年度においては引下げるということにして、本院に警告をいたしまして、本案に賛成をいたすものであります。○理事(西川甚五郎君) それでは、御発言もないようありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

それで、これより採決に入ります。砂糖消費税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御掌手を願います。

〔賛成者掌手〕

○理事(西川甚五郎君) 多数であります。よつて、本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条により、本委員会における質疑、討論、表决の要旨を報告することといたし、あらかじめ御了承願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

それで、これより採決に入ります。砂糖消費税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の諸君の御掌手を願います。

〔賛成者掌手〕

○理事(西川甚五郎君) 次に、富裕税法を廃止する法律案、これについて御質疑を願います。

○森下政一君 現行法で富裕税を徴収し得る見込額と、今度これを廃止して、その代りこの所得税の累進率を上げたことによつて徴収し得る金額を双方比較して、どう、うござになりますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 富裕税の廃止によりまして、二十八年度に見積つてござります減収は十八億九千九百万円、それから、他面富裕税廃止に伴う税率引上げによりまして、所得税のほうで見積つてござります二十八年度の増収見込み額は六億五千七百万円、これはまあ二十八年度だけでござります。必ずしも平年度はこの数字と違いますが、一応二十八年度におきましては、そういう数字になつております。

○森下政一君 平年度と仮に比較すると、どうなりますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 富裕税を廃止することによる平年度の減収は、二十七億五千万円、本年度は、二十八年度分と言いますが、今年の二月に申立てられた分が二十八年度には一部入つて参りますので、その経過的な関係によりまして、八億五千七百万円が本年度の減収は、十八億九千九百万円、それから税率引上げの分は、大体これはそのまま本年度年度一ぱいに入つて来ると思つていいと思つております。従いまして、先ほど申上げました六億五千七百万円の数字は初年度の数字であると同時に、平年度の数字というふうに御理解願いましても大差ないと思います。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

それで、只今の御説明によりますと、現行の富裕税を負担する階層は、富裕税が廃止されて、たとえ所得税の累進率が引上げられても、結局負担は軽減するということになるわけであります。が、そう判断していいわけですか。

○森下政一君 只今の御説明によりますと、現在富裕税を負担する階層は、富裕税が廃止されて、たとえ所得税の累進率が引上げられても、結局負担は軽減するということになるわけであります。が、そう判断していいわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 一般的に言いまして、今森下委員のおつしやつたように、現在富裕税を負担しておる階層の負担と言いますと、大体一般的に言えば……実は細部に亘りますと、必ずしもそのお言葉が当らないかも知れませんが、一般的に言えば、お説のようになることになるというふうに御理解願つて違ひはないと思つております。

○森下政一君 どうなんでしよう。いろいろの法案審議の質疑に対しても、お答えになつておるお言葉の中に、各般の減税措置を各種の税について講じておるけれども、なお税が必ずしも安いとは言えない、高い。もつと軽減措置を講じなければならんと考えられる節もあるというお言葉もあつたわけなんですが、現に、この所得税のこと

き、何回となく軽減措置が講ぜられておるけれども、本当に負担の軽減といふことはなつてないじやないかと、いうふうないろいろな非難がある。殊に、これは財政上の必要から止むを得ないことがとは思うけれども、比較的所得の乏しいところの階層が人數が非常に多いというような関係で、そこまでいろいろな段階を設けて税を徴収しないことには、財政上必要とする収入を上げ得ないというふうな関係にあって、比較的私は軽からざる税金が経力の豊富でない階層にしわ寄せされておるようになりますが、さような際に、相当の資産を持つておると思われるいわば負担に堪え得る階層に、こういうふうな軽減になると思われるような措置を直ちにやる必要はないじやないかということを考えるのですが、御所見どうでございましよう。と同時に、私の記憶が若し間違いでなければ、富裕税というものを自由党が作成した時の考え方、当時の説明としては、所得税の累進率をたしか五〇%最高に抑えたというときに、それとの釣合をとるために、たしか五百萬円以上の財産のある者に富裕税というものを別に課する、而もその税率といふものは決して多いものではない、これによつて併しながら一方累進率の最高限度を抑えるということの埋め合せをしたのでつたと私は記憶するのですが、若し今回のように六五%というのが最高になつておると思いますが、あいのうふうなところまで累進率をとるといふことならば、前回のよりもっと高い率があつたわけですから、六五%で抑えて、そうして富裕税なんといふのは作らんという措置をとつておつて

も同じ結果になつておつたと思うのであるけれども、本当に負担の軽減といふことはなつてないじやないかと、いうふうないろいろな非難がある。殊に、これは財政上の必要から止むを得ないことがとは思うけれども、比較的所得の乏しいところの階層が人數が非常に多いというような関係で、そこまでいろいろな段階を設けて税を徴収しないことには、財政上必要とする収入を上げ得ないというふうな関係にあって、比較的私は軽からざる税金が経力の豊富でない階層にしわ寄せされておるようになりますが、さような際に、相当の資産を持つておると思われるいわば負担に堪え得る階層に、こういうふうな軽減になると思われるような措置を直ちにやる必要はないじやないかということを考えるのですが、御所見どうでございましよう。と同時に、私の記憶が若し間違いでなければ、富裕税というものを自由党が作成した時の考え方、当時の説明としては、所得税の累進率をたしか五〇%最高に抑えたというときに、それとの釣合をとるために、たしか五百萬円以上の財産のある者に富裕税というものを別に課する、而もその税率といふものは決して多いものではない、これによつて併しながら一方累進率の最高限度を抑えるということの埋め合せをしたのでつたと私は記憶するのですが、若し今回のように六五%というのが最高になつておると思いますが、あいのうふうなところまで累進率をとるといふことならば、前回のよりもっと高い率があつたわけですから、六五%で抑えて、そうして富裕税なんといふのは作らんという措置をとつておつて

も同じ結果になつておつたと思うのであるけれども、本当に負担の軽減といふことはなつてないじやないかと、いうふうな措置を講ずるという、前年富裕税を創設したときに世間に納得された。而も実際の運用の面からすれば、富裕税を取るよりは収入は少いというように捨てるような気がするのであります。一時的に世間をごまかしておつたために説明をした詮明といふものを繰り返す。富裕税を取るよりは収入は少いというように捨てるような気がするのです。一時的に世間をごまかしておつたために説明をした詮明といふものを繰り返す。富裕税を取るよりは収入は少いというように捨てるような気がするのです。一時的に世間をごまかしておつたために説明をした詮明といふものを繰り返す。

○政府委員(渡辺喜久造君) 富裕税ができました経緯につきましては、森下委員もすでに御承知の通りでございまして、當時シャウブの勧告に基きまして、一面においては所得税の捕捉といふものを、富裕税のよう言わば名目的財産税と普通呼ばれておりますが、これを課税することによりまして相補合おうといふ意味におきまして、所得税の税率の最高を引下げまして、片方で富裕税を作つたと、これはそういう経緯があることは今お話を通りでございます。ただこれを数年間実行してみましたが、一番痛切に感じますことは、はいわゆる無収益財産といいますか、収益を生まない財産に対して、よしその負担が軽度でありましても、課税する方がたつておらない現在におきまして、それがまた二十五年の改正からそろそろ五年になつておると思いますが、あいのうふうなところまで累進率をとるといふことなら、前回のよりもっと高い税率があつたわけですから、六五%で抑制して、そうして富裕税なんといふのは作らんといふ措置をとつておつて

も同じ結果になつておつたと思うのであるけれども、本当に負担の軽減といふことはなつてないじやないかと、いうふうな措置を講ずるという、前年富裕税を創設したときに世間に納得された。而も実際の運用の面からすれば、富裕税を取るよりは収入は少いというように捨てるような気がするのです。一時的に世間をごまかしておつたために説明をした詮明といふものを繰り返す。富裕税を取るよりは収入は少いというように捨てるような気がするのです。一時的に世間をごまかしておつたために説明をした詮明といふものを繰り返す。

○政府委員(渡辺喜久造君) 富裕税ができました経緯につきましては、森下委員もすでに御承知の通りでございまして、當時シャウブの勧告に基きまして、一面においては所得税の捕捉といふものを、富裕税のよう言わば名目的財産税と普通呼ばれておりますが、これを課税することによりまして相補合おうといふ意味におきまして、所得税の税率の最高を引下げまして、片方で富裕税を作つたと、これはそういう経緯があることは今お話を通りでございます。ただこれを数年間実行してみましたが、一番痛切に感じますことは、はいわゆる無収益財産といいますか、収益を生まない財産に対して、よしその負担が軽度でありましても、課税する方がたつておらない現在におきまして、それがまた二十五年の改正からそろそろ五年になつておると思いますが、あいのうふうなところまで累進率をとるといふことなら、前回のよりもっと高い税率があつたわけですから、六五%で抑制して、そうして富裕税なんといふのは作らんといふ措置をとつておつて

るところでは、まあ例えればそうした名目的財産税の効果としましては、無収益財産にそれを課税すれば、結局それが収益財産に転嫁する刺戟になるのだから、その意味で名目的財産税の持つ効果があるのだと、こういうようなことをまあ財政学の教科書は教えておりますが、実際に施行してみると、なかなか収益財産にそれを転嫁したいといふのはないかという工合を考えるのであります。そういう意味でこういう工合で、こういう工合にとられる嫌いがあるのではないか。そういう意味でこういう工合を考えるのでござりますが、どうでござりますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 富裕税ができました経緯につきましては、森下委員もすでに御承知の通りでございまして、當時シャウブの勧告に基きまして、一面においては所得税の捕捉といふものを、富裕税のよう言わば名目的財産税と普通呼ばれておりますが、これを課税することによりまして相補合おうといふ意味におきまして、所得税の税率の最高を引下げまして、片方で富裕税を作つたと、これはそういう経緯があることは今お話を通りでございます。ただこれを数年間実行してみましたが、一番痛切に感じますことは、はいわゆる無収益財産といいますか、収益を生まない財産に対して、よしその負担が軽度でありましても、課税する方がたつておらない現在におきまして、それがまた二十五年の改正からそろそろ五年になつておると思いますが、あいのうふうなところまで累進率をとるといふことなら、前回のよりもっと高い税率があつたわけですから、六五%で抑制して、そうして富裕税なんといふのは作らんといふ措置をとつておつて

今度は租税特別措置法の改正によりま

成いたしかねるのであります。

も、まだ多少はましだといふことは、

ことを考えてみますと、大衆に対す

一〇〇〇年圖書

して源泉控除を五〇%を四〇%にすること、これらはいずれも私は富裕階級に対して有利な法律だと思います。又別途提案されております減税国債について

たしましても、その減税国債を買い得る能力のある人は減税の恩典に浴するというので、いずれも富裕階級に対しては極めて条件のいい税法改正としての富裕税法の廢止だと思います。ところが、私がかなり伸びてゆくままで

るよう、大体所得税の先ず捕捉率をいつお尋ねいたしましても、給与所得によるところの源泉徴収をされる連中

特に公務員たとか大会社に勤めておる者は殆んど一〇〇%捉えられておる。ところが富裕階級におきましては、この所得税の捕捉にいたしまして

も或る程度の余裕がある。この申告納税をする人と源泉徴収を受ける者と比較いたしましても、これは源泉徴収を受ける者のほうが捕捉率は高いといふ

ことは言えるのでありますて、ましてや富裕階級との源泉徴収を受ける者とを比較いたしましたときに、より以上源泉徴収を受ける者は一〇〇%足り

されているということを言って言い過ぎではないと思うのであります。にもかかわらず、富裕階級にとつて極めて

都合のいいようなこの改正に対してもう少し所得税の源泉徴収を受ける者に対しまして今一段の改正、即ち基礎控除或いは扶養控除等

の率を高めまして、そうして並行してこれを廃止されるのであつたならば一応納得はでりますが、その処置が極めて緩慢であるにもかかわらず、富裕税法を廃止するということに對しては、どうしても我々としては賛

成いたしかねるのであります。次に、今の国税局長の御答弁の中に無収益財産の処分ということについて、この財産税を取ることによつて促進される、本に書いてある、こうおつしやいましたが、現実の面において促進されているじやないか、社会化されているじやないか。宏大な別荘を、例えば箱根に参りましても或いは熱海に参りましても、旧三井の別荘であつたとか閑院宮家の別荘であつたとかといふようなものは、ああいうところへ大きな別荘を持つて、別荘番を置いて殆んど年に一週間かそこら滞在されるのに、あの大事な国民の財産とも言放されて一般も利用できるようになつた。それから会社の厚生寮等になつては、今の日本の状態から考えて不自然じやないか、そういうものは逐次開放され、最も勝の地に持つていて、別荘番を置いてあるものも多いわけであります、これらはいずれも財産税法、富裕税法によりましてそうして開放を促進した、処分が促進された、ここに一つの意義があつたと思うであります、併しこれはまだ私は相當こうした処分がされてないところの無収益財産で、而もこれは一般に開放されると言いますか、処分されたほうが多いのではないかという財産が相当あると思います。成るほどしこれらも一つの財閥が、特殊な金持も、悪いほうに処分をされまして、温泉マーケの旅館或いは高級料理店に処分されている面も多々ござります。併折角無収益財産を処分されたけれども、悪いほうに処分をされまして、金持階級が持つてゐるよりは多少は私はましだと思います。だがその用途について僕らとしては賛成できませんけれども、本当の金持階級が持つてゐるより

も、まだ多少はましたということは、見方によつては言ひ得ないこともないと思ひますが、これらの面を考えまして今富裕税法を廃止するといふことは、これは富裕階級には極めていいけれども、大衆にとつて決していい法律ではない、こういう観点から私はこの富裕税法を廃止する法律案には反対をいたしました。

○森下政一君 私もこの富裕税法廃止法案に反対するものであります。自由党は、経済力の乏しい階級に対する税の負担軽減ということをかなり吹聴されるのでありますけれども、いつの制度改革を見ましても、必ず富裕階層と、いうものを同時に軽減するということを考えないときはないのであって、むしろ宣伝は経済力の乏しい階級の負担軽減ということが大幅に取上げられて居るけれども、実質的にはどうかといえば、富裕階層のはうがいろいろの名目で優待されるというふうな軽減措置が講じられるというふうな感じを持たざるを得ないのであります。これは自由党がその性格から申しまして、資本家側の政党であるのだから止むを得ないけれども、例えは今回のこの所得税法の改正を眺めて見ましても、若しこの富裕税というものをそのまま存続しておいて累進率を従来よりも更に百分の六十五という段階にまで引上げて來たというのなら、余ほど私は大衆の納得し易いところがあるのだと思ひます。けれども、忽ちにして富裕税法を廃止してしまうといふような措置を講ずる、而も実質的にこれが五百万円以上以上の財力を持つところの者にとっては、かなりの軽減措置になるといふふうな

ことを考えてみると、大衆に對する負担の輕減ということを宣伝しながら、実は富裕な階級に對して手厚い軽減の措置を講ずるといふうな感覚を、感じただけじやない実際がそうだと、いう印象を持たざるを得ないのであります。そして、少くとも現下の情勢に際してさような措置は講ずべきでないといふことを固く考へるわけであります。そういう意味において私は富裕税廃止という本法案に反対をするものであります。

○平林太一君 私は富裕税法を廢止する法律案の法案に對して反対をいたしました。その理由と相成りますものは、現在直接税である所得税に対するいわゆる從来五五%を六五%に上げると称するその最高高額所得者、これは全体の所得税總額に對しての人的なペーセンテージとして、私の承知いたすところでは全体の値かに八%多くみまして九%内外と承知いたします。それからその次の、つまり最高高額所得者に対する高額所得者と称するものが大体二%或いは二〇%と承知いたします。そこで所得税の總額の残り七〇%内外、或いは七一、二%に達するであるうものは、ことごとく少額所得者である大衆課税であります。我が國の稅制から参りまして、すでにこの七〇%の大衆国民が間接税におきまして、遙かに所得税に勝るとも劣らざる高率なる稅を負担しておる。更に所得稅、直接稅におきまして七〇%をいたしております、こういうことに相成りまする事態が終戦後において止むを得ざる事情として、かくのごとき稅制を認めておる今日であります。この場合におきましては、極めて少數でありまするナ

れども、いわゆる二〇%に過ぎない  
らの富裕者に対しまして、この際徵  
されるところの富裕税を今日廢止す  
というが、こときことは、将来において  
はともかく所得稅の累進率を引上げ  
ことによつて、これは一方相殺すべ  
だということは、今日の事態におきま  
しては、これは成立たざる一つの見解  
であり、又態度であり施策である。  
ようには考へざるを得ません。即ち  
来今後五年十年たままして、我が國の  
國力といふものが、国民の稅負担にせ  
するところの負担力といふものが、へ  
日よりも遙かに強力になつて参ります  
た場合には、又これらを廢止する必要  
もありましようが、今日の段階におき  
ましてこれを廢止するというがごとき  
は、非常にこれは當を得ざるものでござ  
る。特にこの保守党内閣がかくのこと  
きことをいたすことは、保守党内閣の  
今日国政に対する態度として拙の拙ら  
るものと言わなければならぬ。保守党  
党内閣は進んで今日大衆を基礎としな  
きことをいたすことは、保守党内閣の  
いわゆる社会政策的の稅制を確立して  
行くということによりまして、保守党  
内閣の生命といふものがいよいよ今日  
の我が國の現情からいたして、その信  
頼を厚くし、以て我が國の性格、現状  
からいたして、その使命の重きに任ぜ  
るゆえんである。却つて不富裕稅を廢  
止するというような態度に出ることを  
いたさなければ、その重きに任ずるの  
態度とは言えないということを私は感  
せざるを得ません。今日外面上から見  
ましても、富裕稅を廢止するといふ  
がごときは、三歳の児童といえども、  
如何にも國家稅制の上にいたすところ  
の行動いたしましては、不満なきを  
見じ得ず、もつゞらつます。當内ニヨ

せば先刻申上げた通りであります。それではありますから、これらのごときものは、すでにその名称自体が、甚だかくのごときことをいたすことは、思ふに及ぼす影響……かようなものが磨止されたということ、これが周知せられたらどうなるか、いわゆる大衆、今日の勤労階級といふものが、非常なる寂寞を感じざるを得ない、そうしてそれが勤労意欲の上にも大きな影響を与えて行く。それが国民の所得のその大半を占める大衆所得の上に失望と落胆を感じしめるものである。税制は単なる技術ではない、いわゆる国政全体の上から総合いたして、これに対し是を是とし、非を非とし、その是とすることは鋭意大衆のために図るものでなければならぬのであります。本法律案はこれに対しまして何らの反省もいたしていないのみならず甚だこれはそういうことに對しましては大衆を愚にするところの取扱いである。而もその行為がやがて保守党内閣の生命というものを虫食いするであろうと、これを考へなければなりません。私は保守党内閣であるところの吉田内閣に対しまして、いさか期待するところあります。が故に、かくのごとき法律案は速かに撤回いたして、国民大衆の信を得るようにいたさなければならぬ。そういうことを強く國政全体の上に考えます。が故に、本法律案に対しまして強く反対をいたし、政府は速かにかくのごとき法律案の撤回をせられることを要請いたしまして、本法律案に反対の意思を表明するものであります。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言

もなきようであります。が、討論は終局

したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

富裕税を廢止する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続きは前例により委員長に御一任願いたいと存じます。

それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

三木與吉郎 前田 久吉  
小林 政夫 山本 米治  
青柳 秀夫 西川甚五郎  
岡崎 真一 藤野 繁雄  
土田国太郎

○委員長(大矢半次郎君) 次に日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び設備補助為替損失補償法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を願います。

なお、只今山際日本輸出入銀行副総裁が出席しておりますが、同君を参考人としてその発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

なお、政府側からは愛知大蔵政務次官及び古池通商産業政務次官が出ておりま

○平林太一君 第一に大蔵政務次官愛知君にお尋ねをいたしたいと思いますことは、輸出入銀行の總裁、副總裁、この名称称号についてであります。國家の資金を以て、いわゆる財政的資金

を以て、国民の血税による資金を以りますが、それにつきましても、いわゆる輸出入業者に対しまして、その目的を持った輸出入銀行の性格がありますことは、これを承知いたすのであります。が、それにつきましても、いわゆる輸出入業者に対しまして、その

国家資金を融資するというその事務を執掌するところの輸出入銀行の、いわゆる最高事務執掌担当者である、それ

に対しましては当然極めてものを常識的に考へて、輸出入銀行乃至副行長と称する名称称号を以て妥当と考えるのである。然るにもかかわらず、總裁、副總裁というがごとき殊更に……

今日我が国におきましては總裁というものは愛知君御承知の通り、同君の敬愛摶く能わざる吉田茂君が總裁である。(笑)改進党總裁は重光葵君である。これはいわゆる最も最高の、今日の最高至上的名称である。その最高至上の名称である。おきましては、大臣の資質資格と申しますか、その大臣になり得るようないい人物、又大臣となつた人物が總裁といふ名称がついておることによつて、内閣総理大臣になられる基盤をなしておるものであります。そういう事態から見ましても、如何にこの名称といふものは今日の我が国政治方式におきましては非常にこれを高く評価せざるを得ないことは当然であります。ところが輸出入銀行のいわゆる事務執掌担当者に対する、これと同様の總裁、副

總裁というがごとき名称を付しておりますことは、如何にも納得の行かない

ことである、同時にそれは非民主的の典型的のものである。従来の封建制時代の遺物を依然としてこの金融方面にそれを無反省にその機構組織の上にいたしておると、いうことに相成るのであります。が、これに対しまして私は速くこの名称称号を改革して、行長などにこの名称称号を改革して、行長なりにしたるといふことを、この法律案の改正と相並行していたすべきです。

それから多數意見者の御署名を願います。が、私はそのうところにこの根本の立場でありますから、その点は直ちに賛成せられることと思うのであります。只今は政府の当事者としての立場でありますから、その点は直ちに賛成せられることと思うのであります。

○政府委員(愛知君) 平林委員から只今御意見がございまして、成るほど總裁という名称が適當であるかどうかと申してはいる。私はあり得ることだと思います。又同時に行長、副行長といふような名称が果して普通我々に見とてはいる。私はあります。が、私はそのうところにこの根本の立場でありますから、その点は直ちに賛成せられることと思うのであります。

私は、又同時にいろいろの意見があることかと思いますが、私どもといたしましては、いわゆる政府資金を使つておきましては、表現上の取扱はそういたすのであります。が、私はそのうところにこの根本の立場でありますから、その点は直ちに賛成せられることと思うのであります。

私は、又同時にいろいろの意見があることかと思いますが、私どもといたしましては、いわゆる政府資金を使つておきましては、表現上の取扱はそういたすのであります。が、私はそのうところにこの根本の立場でありますから、その点は直ちに賛成せられることと思うのであります。

私は、又同時にいろいろの意見があることかと思いますが、私どもといたしましては、いわゆる政府資金を使つておきましては、表現上の取扱はそういたすのであります。が、私はそのうところにこの根本の立場でありますから、その点は直ちに賛成せられることと思うのであります。

併し御意見のところは十分傾聴に値することと存りますので、篤と今後に

おきまして考慮させて頂きたいと思ひます。

○平林太一君 只今の愛知君より、そ

の当事者としての御説明がありました。愛知君が政務次官たらしくて参議院議員當時のごとき極めて卓抜優秀な議員の席におられるならば、かようになります。只今は政府の当事者としての立場でありますから、その点は直ちに賛成せられることと思うのであります。

院議員當時のごとき極めて卓抜優秀な議員の席におられるならば、かよう

なり副行長なりにするということを、こ

の法律案の改正と相並行していたすべ

ります。が、これに対しまして私は速くこの名称称号を改革して、行長などにこの名称称号を改革して、行長なりにしたるといふことを、この法律案の改正と相並行していたすべきです。

それから多數意見者の御署名を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 平林委員か

ら只今御意見がございまして、成るほ

ど總裁という名称が適當であるかどうかと申してはいる。私はあります。が、私はそのうところにこの根本の立場でありますから、その点は直ちに賛成せられることと思うのであります。

私は、又同時にいろいろの意見があることかと思いますが、私どもといたしましては、いわゆる政府資金を使つておきましては、表現上の取扱はそういたすのであります。が、私はそのうところにこの根本の立場でありますから、その点は直ちに賛成せられることと思うのであります。

の資金、それを取扱う番頭手代でありますところのその銀行の事務担当者としての簡易なる名称に変えるということを、これは強く要請いたすのであります。これに対する御答弁は、これは本日は審議も非常に急いでのことのようでありますから、私は一応この趣意度にいたしまして、他の委員の御発言を傾聴いたしたいと思ひます。

○小林政夫君 大臣が出席できないと、いうことでありますから、次官に出席を願つたのですが、今までの経緯を知つてもうう意味において、ここで問題にしておりますのは、輸出入銀行が甚だ我々としても遺憾なことであります。が、これは銀行当事者の努力が足りないとかいうような問題でなしに、日本に置いておる状態がそういうふうに來ているわけですが、残念ながら資金が百六十億近い金が余つておる。こういうことについて、直接輸出入の現局である通産当局としては、どういうふうにお考へになるか、先ずそれからお伺いしたい。

○政府委員(古池信三君) 本日は私どもの大臣がちよつと病氣のために欠席しておりますので、私が代つてお答え申上げます。

只今お尋ねに相成りました貿易関係でござりますが、申すまでもなく我が国として輸出に今後一段と重点を置かなければならんことは御承知の通りであります。而も最も我が国に近い東南アジア方面に対しましてはプラント輸出というものは今までも相当力を入れて参つたのであります。今後更に一層政府としても力を入れ、又客観的に見ましてもプラント輸出の可能性は非常に増し来ておるということを申

上げることができると思うのであります。現在大体アグリメント輸出について述べます。外國からの引合が大体三億七千八百ドル程度あるのであります。更にこの内容を検討いたしました結果、最も契約の実現の可能性の高いと思われるものを抜き出しまして、それが本年度の輸出計画として一億四千六百万ドルを考えておるのであります。更に一西において、本年度に入つてからの実績はどうかと、こうしたことにつきましては、只今お尋ねがあつたのであります。が、これを調査いたしてみますと、機械輸出の全體で大体月平均千五百ドル程度の数字を示しておるのであります。その中でいわゆるアグリメント輸出に属するものは四五%程度と考えられますので、そうしますると年度内で約六千万ドル、即ち円貨に直しますと二百十六億円、そういう程度になります。だらうと思つておるのであります。な又、御質問がありましたらお答えいたします。

に国策として力を入れなければならぬ。又その前提として私がこの輸出振興しなくていいという考え方を持つてゐるわけではない。輸出を振興するということはあなたと又政府と同じだの熱意を持つておるけれども、その実の事態を直視して見ると、必ずしも掛け声とか我々の熱意だけでは打開きない面があり、果して見込通りに今後の輸出成約によつて、只今輸出銀行に残つておる余裕の百六十億近金を年度末までに融資残として出しきまうだけの成約があるかどうかと云ふことは、これはいろいろやりとりしても水滸論になるのですが、私の見立てでは相当困難だと思う。而も二十七年度度予算の審議の際においても同様の辻込を当事者からおつしやるが、結果はどうでない。又その前のこの輸出入銀行設立のときの、あれは二十六年度度正予算でしたかの時もそういう発言があつたけれども、なかへんそなへん行なはれどももうすでに何年かここぞ早くこの銀行が金が足りなくて忙がくなることを期待しつゝも、その出来た結果は残念ながら非常に期待に反しておる状態であった。で、いろいろここにこの政府提案の一部改正法律案において今までよりも融資の範囲を拡げようなどいうことが試みられておりましたがそれどころも、今の東南アジア開発等においても、向うと合弁で事業をやろうなどいうようなのでも、例えばインドネシア等におきましては、まだ会社法すらあるべき法律がない、確固たるものはない。又ベキスタン等も、これから參議院も調査を行きますが、政情不安のような問題もあり、又インド等においては、相当地の政治経済勢力が強く、必

なを現れていた。しかし、その間に現れる現象は、必ずしも日本の投資が歓迎されない、で  
きない、というような事情もあるようであつて、そうこの輸出の前途といふものは楽觀すべきものではない。おつし  
やるよう、どん／＼輸出が出るものなれば、今やかましく呼ばれておる又通産当局からも恐らく強く要望されてお  
るであろう輸出振興策といふようなものは必要でないのです。今のどん／＼  
輸出が出るということとは、輸出振興策をこういうふうにやるから出るんだと  
いうお話なのか。このままにしておいても輸出がどん／＼この資金が忙がし  
いほど輸出成約が今年度中にある見込だということなら、特別に輸出助成策  
をとる必要はない。その点は如何ですか。

○政府委員(古池信三君) 先の見通し  
のことにつきまする場合は、これはな  
かなかむずかしいことは御存じの通り  
であります。併し一応我々としては  
いろいろな条件を考慮いたしまして、  
大体この程度は見通しは確実であります。  
というのでやつておるのであります。  
併しそういう見通しがあるのならば、  
何も別に輸出振興策を取る必要はない、  
んじやないかといふお説も、一応は御  
尤ものように存じますけれども、併し  
現在の日本の置かれておる立場から見  
まするならば、よいか上にもよく輸出  
はして行かなければならんのであります  
すし、又じつとしておつて自然にどん  
どん輸出が増進されるというような時  
代でも客觀的に見てなかろうと思うの  
であります。従つてどうしても今後輸  
出を大いに躍進して行こうと思え  
ば、業界の努力はもとより必要であり  
まするが、政府といたしましてもでき  
る限りの方法を講じまして輸出振興策

を進めて行く、そして官民相協力をして我が國の貿易を促進させよう、こういふのが狙いでございまして、まあ相当見通しはあるから、それぢや別に輸出振興の対策は不要ではないかといふことは、ちよつと私は言えないのですが、先ほど申残しましたが、相當輸出入銀行にはまだ貸出の余裕がある、これがむしろ消化し切れないのじやないかというようなお話をございましたが、これは只今までのところでは、今申しましたように月平均機械類だけを千百万ドルくらい出ておりますので、プラントだけを見ましてもまあ年間大体二百十六億円くらいにはなるであろう、こういうことを申上げました、更に先般ベキスタン、アルゼンチン、台湾、タイあたりと我が国との通商協定が締結されたことは御承知の通りであります。これによりますと、その中のいわゆる資本財、例えば重機械類だと車輛、こういうようないわゆるプラントに該当すると思われるものが約一億四百万ドル、その他中国の改正で新たに輸出入銀行の融資対象となり得るものと考えられる鉄鋼製品等が約八千六百万ドル、この程度のものが含まれておるのであります。この協定の達成上それらの輸出が今後確実に期待されるばかりでなく、これらは日本のいわゆる欲しいという物資の輸入とも見合つておるようなものが多いのであります。自然その実現の可能性はます／＼強まつて行くであらうといふような見通しを持つておるのあります。

○小林政夫君 今の通商協定による輸出は、これはその範囲において一億四千九百万ダラーの範囲において引合うものがあれば買いましょうというのであります。それで必ずそれだけは協定によつて引取ると、こういう性質のものであります。なお、先ほど申残しましたが、これは必ずそれだけ出るところは外務当局が言つておるのであります。この協定ができる、そのうちの一億四千九百万ダラーはプラント物だといつても、これは必ずそれだけ出るとは限らない。そういう輸出の可能性は開けたということだけであつて、成約ができるかどうかということは別問題です。まあそういう点もありますから、見込の問題については、これは見込があると言ひ、ないと言ひ、これはもう将来のことですから水掛論になるんだが、今までの政府当局並びにこの輪出入銀行当局の見通しが非常に違つて来てる。残念ながら違つて来ておる。これは何も皆さんが見識がなかつたということもじやなくて、日本の置かれている環境が悪かつた。而もその環境が本年度において打開できるかといふと、むしろこれは困難な状態じやないか。ソ連の平和攻勢をきつかけとして軍需生産のスロー・ダウンに伴う日本と競合的地位にある諸外国という間違いかろうと思うのであります。又見通しが確かならば、余り振興策を講ずる必要もなからうじやないかといふことは、先ほども申ました通り、決してそれほど樂觀していい時代でもありますんし、やはりるべきことは十分に施策を行わなければならぬ。そこで今回の予算では、特に重機械類について申上げまするならば、重機械の減さんかといふ問題だから皆さんはこの際は非常に輸出が有望だと言ふべきにはおそらく困難だと言われています。そこで政府も相当の肚をきめて考えないと、又見込違いを起すということに

なるわけです。まあ、最近改進党と自由党との話合で、当初予算に盛られておつた輸出振興策よりも多少進んだ振興策が予算の修正と同時に考へられておるようです。か、この点について、一体二十七年度と二十八年度と比較して、輸出振興策についてはこういうことを考へるということがあれば御説明願いたい。

○政府委員(古池信三君) 只今お話をございましたようだ、たしかに輸出の見通しというものは困難であるうと思ひます。はつきりこれだけは確実と考へておつても、その間に客觀情勢も変化があると言ひ、ないと言ひ、これはもう将来のことですから水掛論になる。これは何も皆さんが見識がなかつたということもじやなくて、日本の置かれている環境が悪かつた。而もその環境が本年度において打開できるかといふと、むしろこれは困難な状態じやないか。ソ連の平和攻勢をきつかけとして軍需生産のスロー・ダウンに伴う日本と競合的地位にある諸外国という間違いかろうと思うのであります。又見通しが確かならば、余り振興策を講ずる必要もなからうじやないかといふことは、先ほども申ました通り、決してそれほど樂觀していい時代でもありますんし、やはりるべきことは十分に施策を行わなければならぬ。そこで今回の予算では、特に重機械類について申上げまするならば、重機械の減さんかといふ問題だから皆さんはこの際は非常に輸出が有望だと言ふべきにはおそらく困難だと言ふべきには必ずあります。そこで政府も相当の肚をきめて考えないと、又見込違いを起すということに

上げるまでもないと考えます。そのほどの二階から目葉のような状態で、これまで相当の輸出振興策になるとは思えないので。基本的には業者自体の力でありますから。今の金利の問題はどうなりますか。それは大蔵政務次官から説明してもらつてもいいです。

○小林政夫君 私はその程度の振興策では二階から目葉のような状態で、これまで相当の輸出振興策になるとは思えないので。基本的には業者自体の力でありますから。今の金利の問題はどうなりますか。それは大蔵政務次官から説明してもらつてもいいです。

○政府委員(河野通一君) 輸出振興のための金利の問題につきましては、なかなかいろいろ／＼な形で考えて参つております。それがねい／＼な形で考えて参つておる。鐵鋼等に対する金利の引下げの問題がござります。できるだけこれを引下げる方向で考えて参つております。現に三月の予算案の修正に関連いたしまして、輸出銀行の金利を金額的に相当大幅に引下げて参つております。なお、今後におきましても今般の予算案の修正に関連いたしまして、輸出銀行の金利を更に引下げるようになります。ただ、今後におきましても今般の予算案の修正に関連いたしまして、輸出銀行の金利を金額的に相当大幅に引下げて参つております。これがねい／＼な形で考えて参つておる。これは好転しておる、一步ずつ前進をしておるということは、客觀的に見て間違いかろうと思うのであります。又見通しが確かならば、余り振興策を講ずる必要もなからうじやないかといふことは、先ほども申ました通り、決してそれほど樂觀していい時代でもありませんし、やはりるべきことは十分に施策を行わなければならぬ。そこで今回の予算では、特に重機械類について申上げまするならば、重機械の減さんかといふ問題だから皆さんはこの際は非常に輸出が有望だと言ふべきには必ずあります。そこで政府も相当の肚をきめて考えないと、又見込違いを起すということに

上げるまでもないと考えます。そのほどの二階から目葉のような状態で、これまで相当の輸出振興策になるとは思えないので。基本的には業者自体の力でありますから。今の金利の引下げの問題がござります。それがねい／＼な形で考えて参つておる。これは好転しておる、一步ずつ前進をしておるということは、客觀的に見て間違いかろうと思うのであります。又見通しが確かならば、余り振興策を講ずる必要もなからうじやないかといふことは、先ほども申ました通り、決してそれほど樂觀していい時代でもありませんし、やはりるべきことは十分に施策を行わなければならぬ。そこで今回の予算では、特に重機械類について申上げまするならば、重機械の減さんかといふ問題だから皆さんはこの際は非常に輸出が有望だと言ふべきには必ずあります。そこで政府も相当の肚をきめて考えないと、又見込違いを起すということに

かかるのはうつについてはどうするのか、造船金利だけについてはあらう措置を講じ、その他のものについては右へならえというような考え方があるのかないのか、もうちよつと具体的には説明できませんか。

○政府委員(河野通一君) 造船の金利、或いはそれに関連するいろいろ／＼な問題もその方向において解決されるならば、間接には輸出のコストの引下に相当役に立つと思いますが、差し引いても直接的に輸出の金融に対する金利の問題もその方向において解決されるならば、間接には輸出のコストの引下に相当役に立つと思いますが、差し引いても直接的に輸出の金融に対する金利の問題につきましては、現在予算の修正に当りまして要望として出ておるところを私ども承わつておるところでは、輸出銀行の金利を金額的に相当大幅に引下げて参つております。これがねい／＼な形で考えて参つておる。これは好転しておる、一步ずつ前進をしておるということは、客觀的に見て間違いかろうと思うのであります。又見通しが確かならば、余り振興策を講ずる必要もなからうじやないかといふことは、先ほども申ました通り、決してそれほど樂觀していい時代でもありませんし、やはりるべきことは十分に施策を行わなければならぬ。そこで今回の予算では、特に重機械類について申上げまするならば、重機械の減さんかといふ問題だから皆さんはこの際は非常に輸出が有望だと言ふべきには必ずあります。そこで政府も相当の肚をきめて考えないと、又見込違いを起すということに

上げるまでもないと考えます。そのほどの二階から目葉のような状態で、これまで相当の輸出振興策になるとは思えないので。基本的には業者自体の力でありますから。今の金利の引下げの問題がござります。それがねい／＼な形で考えて参つておる。これは好転しておる、一步ずつ前進をしておるということは、客觀的に見て間違いかろうと思うのであります。又見通しが確かならば、余り振興策を講ずる必要もなからうじやないかといふことは、先ほども申ました通り、決してそれほど樂觀していい時代でもありませんし、やはりるべきことは十分に施策を行わなければならぬ。そこで今回の予算では、特に重機械類について申上げまするならば、重機械の減さんかといふ問題だから皆さんはこの際は非常に輸出が有望だと言ふべきには必ずあります。そこで政府も相当の肚をきめて考えないと、又見込違いを起すということに

国際的な金利といふものの水準とも上く睨み合せて考えなければならんとか、いろいろ他にも並行して検討を要する点も多々ありますので、今後これらの御要望については篤と検討いたしたいと考えておりますが、具体的に今私から幾らに下げるかはむしろ銀行局長よりは愛知政務次官から……要するに党と党との話合できましたのでしようおるのである。これはむしろ銀行局長から、古池さんか愛知さんから、予算措置でどうなつておるか御説明を願います。

○政府委員(愛知接一君) 金利の問題を中心として御質疑があつたようになりますが、先ほど来お詫びが出ておりますように、今度の予算の修正については改めて申上げるまでもなく御承知と思ひますが、外航船舶の建造の利子の引下げについては、これはそのものが開発銀行の金利の引下げの問題、或いは日本銀行の別口外貨の貸付金利の引下げというようなことについては、直接それ自体が予算の修正の上に必ずしも全部は出て参りませんが、例えば一部は開発銀行の納付金等の歳入の面におきまして、或る程度の減少が起ることはございましようが、併しこれは実施の時期或いは具体的の計算等が十分に用意をされておりませんために、

歳入の面について必ずしもこの時期における修正においてはこれに手をつけなくともいいのではないかうかと思われる程度のものもございます。併しまがら、いずれにいたしましてもこれは政府としてはどうしてもやらなければならぬというふうに考えておりませんので、機構上の権限その他から言つぱりましても、或いはその銀行の当局が決めなければならない問題であり、或いは日本銀行政策委員会等の権限に属するものもございますが、政府としては政治的な責任の下においてこれらを行するということを固くお約束をしておるような関係にござります。

るまでには至つておりません。併し後引続いてその点は十分打合せ協議進めで参りたいと思つております。

○小林政夫君 先ほど来申しておるところ、むしろ国際環境は二十七年度比べて二十八年度のほうが輸出の見しとしては悪い。にもかかわらず日々我々に課せられた命題としては輸出を振興しなければならない。勿論各業者の努力に待つところは大であります。政府としてもある程度相当のことをきめた振興策をとらなければならぬ。それには今金利の引下げ、そもそも今程度のもの、只今説明のあつた程度のことと……、それから税制面に、いても前の政府原案よりも今度修正されるであろう租税特別措置関係の税率の下落、輸出損失補償積立金というようなものによくなつたことは確かです。けれども、どうも輸出振興、輸出振興といひながら、甚だ振興施策が貧弱である。そういう意味においては特に大蔵大臣と産大臣の御両相の御列席の上で質問したい。という趣旨はどうも通産側としても、かなり要望されておるのだろうけれども、大蔵省側が阻止するのか、そこは両方とも余り熱意がないのか、その点を御列席の上で確めたいと思つておるわけであります。それで今の保険料等についてもこれは相當業界からの強い要望であり、二分が〇・五分になればコストの引下げという面については必至だと思いますけれども、前に局長は補正予算において考えたいといふなしに、何とか早急の間に話合いがつかないものかどうか。補正予算なんかは必至だと思いますけれども、前に局長は補正予算において考えたいといふ

なことを言つておるけれども、どうですか。

○政府委員(愛知源一君) 先ほどどちらと申落しましたが、予算の修正に接関係しておる問題として、例えます。それからこれは数回に亘りまして、大蔵、通産両大臣をここに並べお聞き取りを願いたいと思つております。それで、その機会がなくて私は申上げたのではお気に召さないことを存じてはおりませんが、「その通り」と呼ぶ者あり、「笑声」ただ、この会に大臣の代りとして一言お願ひをいたしたいと思うのであります。それ今その段階として早過ぎるかも知れませんが、小林委員のお尋ねは私ども重々御尤もだと存じます。併し根本的に考えますと、特に輸出振興についは全然反対でないのみならず、大いに積極的にやりたいのだ、その考え方についてお前らと同じだという意味御発言もあつたわけであります。が、どもとすれば、今日ここに再度山際縦裁も御出席になつておりますが、日本的に輸出入銀行のほうから御覧によつても、例えば九月末といふよども申しますれば極めて近い将来において大体貸出の残高がこれくらいになるという見込がだん々、濃厚になって來た。それから十月末にはここでな、今から申しますれば極めて近い程度になるであろうということがあつて、事務的な判断に基くところの数字も出ておるようなわけでござりまするし、又更にこれを政治的に申しまするな

ば、輸出入銀行法の改正をお願いしておることそれ自体が私どもとしてはやはりこれも一つの輸出振興、少くともプラント輸出その他に対してはこの法律の修正ということによつてインカレジできる面が相当あるのではなかろうかといふうにも考へられるわけであります。これは数回前の当委員会でも私も率直に申上げた記憶があるのであります。私が不成立予算に比べて、これは小林さんから御覽になれば雀の涙ほどであると言わることはわかりますけれども、併し不成立予算に比べて、これは輸出入銀行の資金計画も減つておるようなわけであります。そういう点は、小林さんの御懸念のような点は我々も懸念しておる。財政当局としては要りそうなもない金であれば、これは切りたいのは山々であります。併し国全体の立場からして輸出をインカレジして行こうというためには、輸出入銀行のほうにも働いてもらいたい。又民間財界の要望も、これは当委員会におきましていろいろ、その方面的実業家のかたがたの意見としてお聞き取り頗つたと思うのですが、そういう要望に応える意味から申しましても、この際過去においてお前らはだらしがなかつたから、これで資金計画を大幅に削減するというようなことになりますると、ます／＼以て輸出の前途といふものは暗澹とするのではないか、こういうふうな点について、先ほど申しましては、極めて最近の将来においての具体的な実際上の必要も出て来ておる。政治的大局的に見ても輸出をインカレジしたいという気持と、その両方からお考え合せ頂いて、是非とも私どもとしてはこの原案について御賛成を

頂きたい。これが私の大蔵大臣に代りましての、私どもとしての切なる要望であることを申上げておきたいと思います。

○小林政夫君　どうも人が変つて見えると同じことを何回も繰返さなければならぬのであります。大蔵大臣に申上げたいことは、先般単独で見えたのでお話したのですが、特に愛知政府次官は金融のエキスパートでもあるので申上げますが、すでに長期信用銀行も作られておるし、かなり長期の金は普通の市中銀行でも出る事が開かれておる。この政府の特殊銀行として、他の金融機関で扱いがたきものを扱わせることによつて、この日本輸出入銀行を働かせるという趣旨から考えて、現在改訂しようとしている趣旨、特に製品まで比較的長期のものについては金をつけるというような改訂は行き過ぎではないか。こういうような改訂を図るということも成るほど輸出振興という意味から言えば、金がつきさえすればいいということになるかも知れないけれども、金融制度のあり方として考えてみれば行過ぎである。むしろこれだけの金を他の為替銀行のほうに廻して、或いは長期信用銀行にでも廻してやらすならば本来の目的は達せられる。政府の全額出資の特殊銀行であるこの輸出銀行でやるべき分野かどうかということについて検討をするのであります。そういう意味から言うと金が余つておるからと、金があるといふのは非常な魅力であり、金がないから、出してもいい資金も出る。政府の銀行についてあるでしよう。あるでしようけれども、そういう銀行ではつけられないか

らといつて、輸出入銀行には百億、百五十億という金があるからつけたらいい、こういう筋のものではなかろう。それだけの金があるならば他の銀行に廻す適当な方法もあるのであつて、日本本の金融制度という点から考えてこのようなり方でいいものかどうか。こういう点については大蔵当局としてもお話をしたのですが、特に愛知政府次官は金融のエキスパートでもあるので申上げますが、すでに長期信用銀行も作られておるし、かなり長期の金は普通の市中銀行でも出る事が開かれておる。この政府の特殊銀行として、他の金融機関で扱いがたきものを扱わせることによつて、この日本輸出入銀行を働かせるという趣旨から考えて、現在改訂しようとしている趣旨、特に製品まで比較的長期のものについては金をつけるというような改訂は行き過ぎではないか。こういうような改訂を図るということも成るほど輸出振興という意味から言えば、金がつきさえすればいいということになるかも知れないけれども、金融制度のあり方として考えてみれば行過ぎである。むしろこれだけの金を他の為替銀行のほうに廻して、或いは長期信用銀行にでも廻してやらすならば本来の目的は達せられる。政府の銀行についてあるでしよう。あるでしようけれども、そういう銀行ではつけられないか

るといつて、輸出入銀行には百億、百五十億という金があるからつけたらいい、こういう筋のものではなかろう。それだけの金があるならば他の銀行に廻す適當な方法もあるのであつて、日本本の金融制度という点から考えてこのようなり方でいいものかどうか。この点については大蔵当局としてもお話をしたのですが、特に愛知政府次官は金融のエキスパートでもあるので申上げますが、すでに長期信用銀行も作られておるし、かなり長期の金は普通の市中銀行でも出る事が開かれておる。この政府の特殊銀行として、他の金融機関で扱いがたきものを扱わせることによつて、この日本輸出入銀行を働かせるという趣旨から考えて、現在改訂しようとしている趣旨、特に製品まで比較的長期のものについては金をつけるというような改訂は行き過ぎではないか。こういうような改訂を図るということも成るほど輸出振興という意味から言えば、金がつきさえすればいいということになるかも知れないけれども、金融制度のあり方として考えてみれば行過ぎである。むしろこれだけの金を他の為替銀行のほうに廻して、或いは長期信用銀行にでも廻してやらすならば本来の目的は達せられる。政府の銀行についてあるでしよう。あるでしようけれども、そういう銀行ではつけられないか

けであります。本日の本会議において承認の通り。これだけの金があるときと同じことは、これは余ほど一考を以て同じ輸出振興という目的を果たすわけですから、この百五十億という金を輸出入銀行の問題として考えて、将来の為替銀行の問題としては先般大蔵大臣にも篤と申上げておいたのです。が、抜本寒源的に構想を練り直してみると、ということが必要ではないか。何も輸出金融というものは輸出入銀行でやらなければならんというものではない。方法は多々あるでしょう。これだけの度合いに必要な対外的にも体裁が悪いではなかろうか。資本を減らすということは、日本の輸出がこの程度しか出ないということの見切りをつけられて対外信用も悪いといふこともあるかも知れませんけれども、そういうことにも反響を与えるし、この余裕のある金を使うという方法もある。ただ何でもかんでも輸出入銀行を作つたからといって、それにこだわる必要はない、実が挙ればいいのだから、別途の構想を練り直してみる必要があると私は強く考える。その点について通産当局においては中小企業の金融については相当注意を持つておられますが、日本の輸出銀行、特に技術的な面において中小企業の技術が貧弱である、或いはコストが高くつくといふようなことが相当アラント輸出のコスト高の原因になつていているという点を開拓するため、中小企業金融公庫を作り長期安定した金を与え、企業合理化、設備の改善をやろうとしているわ

けであります。本日の本会議において承認の通り。これだけの金があるときと同じことは、これは余ほど一考を以て同じ輸出振興という目的を果たすわけですから、この百五十億という金を輸出入銀行の問題としては先般大蔵大臣にも篤と申上げておいたのです。が、抜本寒源的に構想を練り直してみると、ということが必要ではないか。何も輸出金融というものは輸出入銀行でやらなければならんというものではない。方法は多々あるでしょう。これだけの度合いに必要な対外的にも体裁が悪いではなかろうか。資本を減らすということは、日本の輸出がこの程度しか出ないということの見切りをつけられて対外信用も悪いといふこともあるかも知れませんけれども、そういうことにも反響を与えるし、この余裕のある金を使うという方法もある。ただ何でもかんでも輸出入銀行を作つたからといって、それにこだわる必要はない、実が挙ればいいのだから、別途の構想を練り直してみる必要があると私は強く考える。その点について通産当局においては中小企業の金融については相当注意を持つておられますが、日本の輸出銀行、特に技術的な面において中小企業の技術が貧弱である、或いはコストが高くつくといふようなことが相当アラント輸出のコスト高の原因になつているという点を開拓するため、中小企業金融公庫を作り長期安定した金を与え、企業合理化、設備の改善をやろうとしているわ

けであります。本日の本会議において承認の通り。これだけの金があるときと同じことは、これは余ほど一考を以て同じ輸出振興という目的を果たすわけですから、この百五十億という金を輸出入銀行の問題としては先般大蔵大臣にも篤と申上げておいたのです。が、抜本寒源的に構想を練り直してみると、ということが必要ではないか。何も輸出金融というものは輸出入銀行でやらなければならんというものではない。方法は多々あるでしょう。これだけの度合いに必要な対外的にも体裁が悪いではなかろうか。資本を減らすということは、日本の輸出がこの程度しか出ないということの見切りをつけられて対外信用も悪いといふこともあるかも知れませんけれども、そういうことにも反響を与えるし、この余裕のある金を使うという方法もある。ただ何でもかんでも輸出入銀行を作つたからといって、それにこだわる必要はない、実が挙ればいいのだから、別途の構想を練り直してみる必要があると私は強く考える。その点について通産当局においては中小企業の金融については相当注意を持つておられますが、日本の輸出銀行、特に技術的な面において中小企業の技術が貧弱である、或いはコストが高くつくといふようなことが相当アラント輸出のコスト高の原因になつているという点を開拓するため、中小企業金融公庫を作り長期安定した金を与え、企業合理化、設備の改善をやろうとしているわ

けであります。本日の本会議において承認の通り。これだけの金があるときと同じことは、これは余ほど一考を以て同じ輸出振興という目的を果たすわけですから、この百五十億という金を輸出入銀行の問題としては先般大蔵大臣にも篤と申上げておいたのです。が、抜本寒源的に構想を練り直してみると、ということが必要ではないか。何も輸出金融というものは輸出入銀行でやらなければならんというものではない。方法は多々あるでしょう。これだけの度合いに必要な対外的にも体裁が悪いではなかろうか。資本を減らすということは、日本の輸出がこの程度しか出ないということの見切りをつけられて対外信用も悪いといふこともあるかも知れませんけれども、そういうことにも反響を与えるし、この余裕のある金を使うという方法もある。ただ何でもかんでも輸出入銀行を作つたからといって、それにこだわる必要はない、実が挙ればいいのだから、別途の構想を練り直してみる必要があると私は強く考える。その点について通産当局においては中小企業の金融については相当注意を持つておられますが、日本の輸出銀行、特に技術的な面において中小企業の技術が貧弱である、或いはコストが高くつくといふようなことが相当アラント輸出のコスト高の原因になつているという点を開拓するため、中小企業金融公庫を作り長期安定した金を与え、企業合理化、設備の改善をやろうとしているわ

けであります。本日の本会議において承認の通り。これだけの金があるときと同じことは、これは余ほど一考を以て同じ輸出振興という目的を果たすわけですから、この百五十億という金を輸出入銀行の問題としては先般大蔵大臣にも篤と申上げておいたのです。が、抜本寒源的に構想を練り直してみると、ということが必要ではないか。何も輸出金融というものは輸出入銀行でやらなければならんというものではない。方法は多々あるでしょう。これだけの度合いに必要な対外的にも体裁が悪いではなかろうか。資本を減らすということは、日本の輸出がこの程度しか出ないということの見切りをつけられて対外信用も悪いといふこともあるかも知れませんけれども、そういうことにも反響を与えるし、この余裕のある金を使うという方法もある。ただ何でもかんでも輸出入銀行を作つたからといって、それにこだわる必要はない、実が挙ればいいのだから、別途の構想を練り直してみる必要があると私は強く考える。その点について通産当局においては中小企業の金融については相当注意を持つておられますが、日本の輸出銀行、特に技術的な面において中小企業の技術が貧弱である、或いはコストが高くつくといふようなことが相当アラント輸出のコスト高の原因になつているという点を開拓するため、中小企業金融公庫を作り長期安定した金を与え、企業合理化、設備の改善をやろうとしているわ

けであります。本日の本会議において承認の通り。これだけの金があるときと同じことは、これは余ほど一考を以て同じ輸出振興という目的を果たすわけですから、この百五十億という金を輸出入銀行の問題としては先般大蔵大臣にも篤と申上げておいたのです。が、抜本寒源的に構想を練り直してみると、ということが必要ではないか。何も輸出金融というものは輸出入銀行でやらなければならんというものではない。方法は多々あるでしょう。これだけの度合いに必要な対外的にも体裁が悪いではなかろうか。資本を減らすということは、日本の輸出がこの程度しか出ないということの見切りをつけられて対外信用も悪いといふこともあるかも知れませんけれども、そういうことにも反響を与えるし、この余裕のある金を使うという方法もある。ただ何でもかんでも輸出入銀行を作つたからといって、それにこだわる必要はない、実が挙ればいいのだから、別途の構想を練り直してみる必要があると私は強く考える。その点について通産当局においては中小企業の金融については相当注意を持つておられますが、日本の輸出銀行、特に技術的な面において中小企業の技術が貧弱である、或いはコストが高くつくといふようなことが相当アラント輸出のコスト高の原因になつているという点を開拓するため、中小企業金融公庫を作り長期安定した金を与え、企業合理化、設備の改善をやろうとしているわ

けであります。本日の本会議において承認の通り。これだけの金があるときと同じことは、これは余ほど一考を以て同じ輸出振興という目的を果たすわけですから、この百五十億という金を輸出入銀行の問題としては先般大蔵大臣にも篤と申上げておいたのです。が、抜本寒源的に構想を練り直してみると、ということが必要ではないか。何も輸出金融というものは輸出入銀行でやらなければならんというものではない。方法は多々あるでしょう。これだけの度合いに必要な対外的にも体裁が悪いではなかろうか。資本を減らすということは、日本の輸出がこの程度しか出ないということの見切りをつけられて対外信用も悪いといふこともあるかも知れませんけれども、そういうことにも反響を与えるし、この余裕のある金を使うという方法もある。ただ何でもかんでも輸出入銀行を作つたからといって、それにこだわる必要はない、実が挙ればいいのだから、別途の構想を練り直してみる必要があると私は強く考える。その点について通産当局においては中小企業の金融については相当注意を持つておられますが、日本の輸出銀行、特に技術的な面において中小企業の技術が貧弱である、或いはコストが高くつくといふようなことが相当アラント輸出のコスト高の原因になつているという点を開拓するため、中小企業金融公庫を作り長期安定した金を与え、企業合理化、設備の改善をやろうとしているわ

政策の恐らく相当のウエイトを持つべきものではないか、それには積極的に資金を注入してやる必要がある、こういう点からすれば、趣旨は同じであつてどつちでやるかといふ問題なんですね。これにはもつと、今この段階においては通産政務次官としてはお答えにくいかも知れんけれども、それだけの熱意も持たれないで今後百五十億毎年入れると言つたつて、今のような折衝ぶりでは相当困難なのではないか、政進党との妥協策によつて三十億ほど植えたということであつて、政府としては百二十億、これもやるうと思えば、出そうとすれば三十億越えるのですから、そういうことを考えたら通産当局としては中小企業金融に対してもつと力を入れるべきだ。

○小林政夫君 こういう聞き方は甚だ失礼だけれども、この輸出入銀行の百六十億近い余裕金というは、一体何に使われておると思いますか。はつきり申上げるが、食糧証券を百五十億持つてゐる。これは余裕金で、その余裕金の運用は輸出入銀行法によつて日銀に預けるか、国債を持つか、或いは資金運用部資金へ預託するといふ、こういう三つしか許されておらない。従つて国債だから何でもいいじゃないか、こういうことになつてゐるらしいのですけれども、一体食糧証券を持つことが輸出振興にどれだけ益があるのか、殆んど意味をなさないと思う。少くとも余裕金の運用について、本来輸出入銀行の輸出入金融をつけるという趣旨に合うような運用の仕方を考える。それが現在の法規の下においてできなければ、少くともその点の改正だけでも考えて然るべきである。だから輸出振興策の中軸を立てるべき通産当局としでは、そういうた信用保険料の引下げとか税制とか、或いは重機械技術相談室を設けるとかいろいろことも結構ですけれども、もつとこの同じ政府の下における財政資金の割り振り方についても相当の研究をされて調べ、同じ金を有効に使う、貿易振興に役立つようにもや思つておらなかつたろうと思つて。

めに効率的に使えるようになります。今輸出入銀行の余裕金の運用のお話をございましたが、これは直接的には輸出入銀行の問題は大蔵省が所管をしておられるのでありますけれども、それは飽くまで余裕金としての運用の点でございましたから、これから輸出がどんどん進んで参つて、余裕金というものが漸次少くなつて参れば、余裕金運用の問題は当然これは消滅して来るのです。ございましたが、これは直接的には輸出入銀行の問題は大蔵省が所管をしておられるのでありますけれども、それは飽くまで余裕金としての運用の点でございましたから、これから輸出がどんどん進んで参つて、余裕金というものが漸次少くなつて参れば、余裕金運用の問題は当然これは消滅して来るのです。  
○小林政夫君 どん／＼進んで来れば、余裕金運用の問題は当然これは消滅しますが、少くとも今までの経験で言うと、相当の期間遊んでおる、例えコール・ローンにしても本来の輸出入金融に役立つように使うべきです。  
輸出入銀行のためにリザーブした金はそういうシビヤーな考え方で輸出入金融、輸出振興に夜も日も眠られぬくらい配慮を加えておるならば、それだけの金が他用途に使われておる、同じ国の目的に合致するにしても、この輸出入金にリザーブされた金は輸出の振興に役立つような方向に使われるべきである、こういうことになれば、たとえ一日の余裕金であつてもそのほうに使われるべきだ、そういう観点から見ると、百五十億からの食糧証券を持つ、それはどつかの財政資金で持たなければならん証券でしょ、けれどもこの輸出入銀行としては輸出入金融に役立つように使うべきだ、その点を私はお話しておる。そういう点についても輸出振興策を専心考えるべき通産省としては、この輸出入銀行の余裕金等についても配慮を加えて、これが本来の輸出入金融に役立つような預託の仕方を、一日でも或いは

一ヵ月でも、その食糧証券は二ヵ月で、二ヵ月でそれども、その食糧証券を持つだけの金が遊んでおるならば、二ヵ月間どこかの為替銀行に預託をしても相当使えるのです。

○政府委員(愛知機一君) その問題はこういうことだと思うのであります。過去において余裕金があつたということにつきましては、これはもう見込違いであります。同時に先ほど小林委員から御指摘の通り、これはもう一番悪いのは政府でございましようが、何と言いましても、国際情勢その他から来たところの問題であつて、過去のことについてはこれ以上申せば余解がましくなるのでやめますが、過去において余裕金があつた、その余裕金があつた場合に、食糧証券を持つたのがけしからんではないかというお話ですが、これは見方によればこの非難は私は当つておるかと思いますが、併しこれは想測した場合に、有利確実で、且つ短期間に回収し得るものに運用するということは、これは金融機關としての常道だと思います。例えは政治的或いは通俗的に言えば、外為証券というようなものでも持てば、小林さんの御意見から言えども、まだ／＼怒るべき点があつたといふふうに言われるかも知れませんが、過去において私は食糧証券を持つたことは、この会計が持つたから全体の総合的な金融政策としては他の負担が軽くなつたのであつて、それが全部中小企業を行つたというふうに私は強弁いたしませんが、併し総合的

な金融政策としてこうやらざるを得なかつたと思う。然らば将来において若し余裕金が依然として続くようであつた場合において、食糧証券を依然として買うかどうかということについて、外は、例えは国際收支の見通しがとんとんということになれば問題はないと思いますが、そうでなかつた場合に、外為証券でも出た場合にこれを持つといふことは、現行法でも勿論できることであります。又そのほうが納得ができる行き方であるということになれば、その点につきましては御趣旨のようになつたいたいと考えます。

10. The following table summarizes the results of the study.

す。鉄鋼は二億六千三百万ドルになつております。従来の日本の貿易の傾向といたしますと百六十五万トンになつております。まして、鉄鋼がこのように出ましたことは非常に異例であります。大体綿布の輸出高に及ばなかつたのであります。ですが、昨年は綿布の輸出を超えて出ておるというような状況であります。今年の予想でありまするが、総額大体十三億というふうに一応の予想が立てられておるわけでありまするが、そのうちに繊維品は大体横這いの状況、ただ鉄鋼は昨年のように百六十五万トンも出るということは、ちょっと現在の段階では予想されませんで百二十万トンということで、昨年より相当下廻った金額を予想いたしておるわけあります。

は、関税貿易を含めての意味においてコスト高であるか、或いはそれを除外した裸のまままでのコスト高であるか、この点一つ明らかにせられたいと思いまます。

らないのであるが、その辺の事情は如何であるか。

る速やかなる処置をとらなければ、たゞこれを国内事情において品物が国際競争場裡に立てないというようなことは、これは百年河清を待つと同様で

たのだ。皆市中銀行を通じて、そうしてそれなく市中銀行の金融を通じて、あの旺盛な明治大正時代の飛躍的な我が国の輸出入貿易の進歩と、いうものは

す。鉄鋼は二億六千三百万ドルになつてしまひまして、これは数量にいたしまして百六十五万トンになつておりますと百六十五万トンになつております。従来の日本の貿易の傾向といたしまして、鉄鋼がこのように出ましたことは非常に異例であります。大体綿布の輸出高に及ばなかつたのであります。ですが、昨年は綿布の輸出を超えて出ておるというような状況であります。今年の予想でありまするが、総額大体三億というふうに一応の予想が立てられておるわけでありまするが、そのうちに繊維品は大体横這いの状況、ただ鉄鋼は昨年のように百六十五万トンも出るということは、ちょっと現在の段階では予想されませんで百二十万トンということで、昨年より相当下廻つた金額を予想いたしておるわけであります。

は、関税貿易を含めての意味においてコスト高であるか、或いはそれを除外した裸のまでのコスト高であるか、この点一つ明らかにせられたいと思ひ

らないのであるが、その辺の事情は如何であるか。

る速やかなる処置をとらなければ、たゞこれを国内事情において品物が国際競争場裡に立てないというようなことは、これは百年河清を待つと同様で

たのだ。皆市中銀行を通じて、そうしてそれなく市中銀行の金融を通じて、あの旺盛な明治大正時代の飛躍的な我が国の輸出入貿易の進歩と、いうものは

は、関税貿易を含めての意味においてコスト高であるか、或いはそれを除外した裸のまでのコスト高であるか、この点一つ明らかにせられたいと思います。

○政府委員(古池信三君) 少少の例外はござりますけれども、大部分の輸出製品がコスト高であるということはお話を通りでございますが、それでは何故にコスト高になつているかと申せば、これもこの理由としてはいろいろあるだらうと存じますが、やはり日本の製品がその生産過程においてまだまだだ合理化されていない、非常に無駄がある。不合理な点があるということがあつ。更に又その原料中、鉄鋼、石炭、その他の重要な資源において割高になつてゐる。結果それらを基礎としてでき上つた製品が高くつく、簡単に申してこういうようなところでであろうと思ひます。

○平林太一君 私のお尋ねいたしたことを古池君は感違いされておるようになります。今のお話は、裸のままで、いわゆる生産過程その他国内のいわゆる生産上の面において、非常に他の国際間の製品と非常に差異がある、こういうのでありまするが、いわゆる綿糸のごときは、いわゆる東南アジアにおいて英國が非常な進出をしておる。そういうことで、いわゆるガットに加入を拒否されている。そうして非常なる関税の障壁を高くしている。我が製品は思うのでありまするが、單に国内事情においてのコスト高であるをいうことは、甚だそこに訂正をしなければなりません。

外  
らないのであるが、その辺の事情は如何であるか。

る速やかなる処置をとらなければ、たゞこれを国内事情において品物が国際競争場裡に立てないというようなことは、これは百年河清を待つと同様で

たのだ。皆市中銀行を通じて、そうしてそれなく市中銀行の金融を通じて、あの旺盛な明治大正時代の飛躍的な我が国の輸出入貿易の進歩と、いうものは

らないのであるが、その辺の事情は如何であるか。

○政府委員(古池信二君) 只今御指摘のように、品物によりましてはそういふ対外関係、輸入国の関税政策その他の問題があるだらうと存じますけれども、只今私が申上げましたのは、全般的に大数觀察をいたしまして、日本品の割高といふのは大体今申しましたようだ、原料高乃至は生産の合理化の不徹底というようなところが大きな原因であろう、かように申した次第です。

○平林太一君 今非常に何か私は、政府はこの問題に対し非常に逃げを打つてゐるようなふうに感じますが、いわゆる東南アジアに対する綿糸の関係等については、むしろ関税面において非常な障害を来たしておるのだということを、私としては承知いたしております。併しそれに対しましては何らのお話がなく、依然としてそういうとの関税の問題に対し、いわゆる関税貿易の協定加入に対することは何ら考えていないのかと心配せざるを得ない、その点は如何でありますか。具体的に……。

○政府委員(古池信二君) 只今申上げました通り綿製品、そういうものについては只今お話をこのような支障がございますということを申上げたのであって、ただ一般論として先ほどは御説明いたしましたのであります。

○平林太一君 これは品物によつてとおつしやるが、綿糸のごときものが先刻も申上げる通り鉄鋼品に次ぐ最大の数字を示しておるというのであります。この点についてはこれ以上申上げることは本日は差控えるのであります、が、この点は既に一つ関税問題に対する

る速やかなる処置をとらなければ、たゞこれを国内事情において品物が国際競争場裡に立てないというようなことは、これは百年河清を待つと同様で

たのだ。皆市中銀行を通じて、そうしてそれなく市中銀行の金融を通じて、あの旺盛な明治大正時代の飛躍的な我が国の輸出入貿易の進歩と、いうものは

る速やかなる処置をとらなければ、たゞこれを国内事情において品物が国際競争場裡に立てないというようなことは、これは百年河清を待つと同様であることを、一つ通商産業政務次官でありまする古池君に対しまして、私も強く要望いたしております。

この機会に第二にお尋ねいたしたいことは、大蔵省当局でありますが、いわゆることは先ほど小林君から也非常に御意見がありましたが、輸出入銀行に対しまして、国家資金を以て、いわゆる国民の資金を以てこれを出資している。併しこれを受けるところのいわゆる貿易業者、財界人というものの心の用意、心の構え方というものが、これだけに今日は依存しているがごときことをしば／＼輸出入の実態の上に発見せざるを得ない。ところがどうしても……それでいよ／＼今回の法律案の改正と同じことで、輸出を振興するためには輸出入銀行を強化して行かなければならん。こういうことのみ進んで行くということは、銀行行政に対する非常な国立化或いは国営化、金融機關というものに対してもそういうものを非常に示唆することになる。そうすると今日においては、金融機關といふものは共産主義国家以外には、共産主義国家だけは銀行、金融機関の国立国営によつておるが、我が國の銀行の行政営の方向へ進んで行くのだということに相成るのでありまするが、こういう方向方式に、この輸出入銀行法を今検討するにつけても非常に考えなければならない。民間の財界人といふもの

たのだ。皆市中銀行を通じて、そうしてそれなく市中銀行の金融を通じて、あの旺盛な明治大正時代の飛躍的な我が国の輸出入貿易の進歩と、いうものは

たのだ。皆市中銀行を通じて、そうしてそれも、市中銀行の金融を通じて、あの旺盛な明治大正時代の飛躍的な我が国の輸出入貿易の進展というものは、できたのだ。そういうことを考えると、いうと、こうして国家資金だけに依頼する、現在のこれを受入れる貿易業者、財界人というものに対しても再検討しなければならない。そして一面においては銀行の形態がそういうような國營、國立化に行つておる。逆の行き方をしておる。そういうことに對しまして、私は今日銀行局長はどうお考えになりますか、一廻り伺つておきたいと思います。これは全体の性格の問題といたしまして……。

いう長期資金が出にくいくらいのような点があるわけです。従いましてこれを補完するという意味におきまして、輸出入銀行が現在まで政府資金によつて、これを補助して參つておるような次第であります。さればと言つて市中の金融機關でつくものはできるだけつけて行くという方針の下に、現在までは輸出入銀行の業務は市中銀行とのペーティシペーションによつてこれを行なつて行くという強い制約が加えられておつたのであります。これは市中銀行としても、できるだけそういう长期の輸出金融に対して、自分の業務の性質から言つて、できる範囲のことはやつて行く、それでなお足りないところを輸出入銀行が補完して行くといふ建前を貫いて参つたのであります。今回の一改正案によりまして、今御提案申上げております改正案の中では、輸出入銀行は極く例外の場合におきまして、ペーティシペーションによらないで単独融資の途を開いて頂きたいということで御提案申上げておるのであります。が、これらの点も、市中銀行がそれをどうしても相手にできないような非常に長い金融、これについて、而も日本の輸出を伸ばして行く、外貨を獲得して行くという立場から、どうしても伸ばして行かなければならんという場合に金融をつけなければならん、そういつた極く例外的な場合におきましては、单独融資を輸出入銀行にも認めて参るという途を聞いておく必要があるといふので御提案申上げておるのであります。いと考えております。只今申上げまし

たように、できるだけ市中の、民間の金融機関によつて金融はカバーして行く。それでなお且つどうしてもカバーできないところを政府の金融機関において補填していく、こういう方針でございまして、私どもは現在金融機関全体に對する国有化への、或いは国営化への契機として、これらの金融機関といふものを考えておらんということを申し上げておきたいと思います。

その事務を執るに当たりまして、極めてその使命の重大なるに鑑み、慎重を期すべき点については、全く御趣旨の通り同感であります。融資先に対しましては、事務の監理と申しますか、監督と申しますが、という点につきましては、自然これ又甚だ重要な点として常時怠ることなく実行いたしておるつもりでございます。その実行の方法といたしましては、主として協調融資をいたしておりますが、銀行若しくは業務の委託をいたしております市中銀行に依頼をいたしまして、定期的に報告を徵しておられます。銀行若しくは業務の委託をいたしております市中銀行に依頼をいたしまして、定期的に報告を徵しておられることはござりまするけれども、みずから行員を差練りまして、実地調査乃至状況の観察に赴かしめる等の適宜の方法をとりまして、常時怠りなく監理をいたしまして参つておるつもりであります。なお、今後とも同じような考え方で進みたまことと想えております。

も当然これに対しましては、それらのことを通じまして怠りないのであります。ですが、先ず当面の事務当事者としての輸出入銀行がその衝に当らなければならぬ。このようなことは、山際君あるいは總裁あたりが大いに一つそのことに責任を持つて、この前の御答弁によりますれば、実は私のほうから言いますと、甚だそういう点について疎かの点があつたようではあります。が、そういうものに対しても直ちにどこが悪いのだという御答弁ができるよう取上げて頂きたい。そこで、融資先の業務状態といふものは、この大蔵委員会に對しましては委員長の手許まで、それらの機会にできるだけ多くの機会を作りまして、これを報告せられるように、それが国の資金を使わしめましたいわゆる当大蔵委員会の大きな責任であるのでありますから、政府は勿論であります。が、そういうことをこの際要求いたしておきます。月に少くとも一回くらいは融資先の業務状況といふものを……。融資先の表といふものは先般受領いたしましたが、併しそれに相並行してその業務状況、そうちしてその業務状況を見れば、今月は我が國の輸出といふものがこれだけ上つたのだ、これだけ下つたのだということに相成りまするから、この点を毎月一回ずつくらい大蔵委員長の手許までその結果を提出せられることをこの際要求しておきますが、これに対する山際君の御答弁を承わりたいと思います。

て、只今具体的にいろいろお示しがございましたが、それらの具体的な措置等につきましては、監督を受けておりまする政府のかたと雑談をいたしまして善処いたしたいと考えます。

○平林太一君 よろしゅうございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○小林政夫君 ちょっと私は修正案を提案したいのですが、討論の際に申上げてもおわかりにならんといふから、一応懇談にして頂いて、私の修正案を説明させて頂きたいと思います。

○委員長(大矢半次郎君) それでは速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ下さい。

次に国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本本輪出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案を議題といたします。

先ず政府より提案理由の説明を聴取いたします。愛知政務次官。

○政府委員(愛知探一君) 只今議題となりました国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案について、その提案の理由を説明いたします。

政府はさきに、国際復興開発銀行等からの外資の受入を促進するため、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案を提出し、すでに成立を見たところであります。が、これに伴い、日本開発銀行、又は日本輸出入銀行が国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基いて発行する債券につき本邦非居住者が受けれる利子に對しては、所得税を課税しないこととするためここに本法律案を提出した次第であります。

即ち、国際復興開発銀行からの外貨資金の借入金に対して同銀行に支払う利子につきましては、国際復興開発銀行協定に基き、所得税を課税しないこととなつてゐるのであります。が、同銀行からの外貨資金の借入契約に基いて日本開発銀行、又は日本輸出入銀行の発行する債券については、それが国際復興開発銀行以外の本邦非居住者によつて所有されることとなつた場合においても、各国の例にならないましまして、その利子に對して所得税を課税しないことといいたのであります。

○平林太一君 只今の御説明を承りますと、外資の受入れに対するこの見込額、或いは決定額と申しますか、これはどれくらい、どの程度あります。

○政府委員(愛知県一君) 先般国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案につきまして、御審議を願いましたときの御説明申上げましたごとく、差当り成立を最

近に予想されておりますものは、四千ドルでございます。火力発電設備に対する関係電力会社等に対する外資の受入れでございます。次には水力発電の関係をも含めまして、大体電力開発として、一応開発銀行で持つてあるという段階でございます。

○平林太一君 そうすると総額一億二千万ドルということでおろしいのでありますか。

○政府委員(愛知県一君) 大体先申しました四千万ドルにつきましては殆んど確定的に見通されております。それからそのほかの部分につきましては、まだはつきりと見通し得る段階でないようですが、先ほどちよつと私言い違えたのですが、四千万ドルのほかに、一億二千万ドル見込みがあるわけでございます。

○平林太一君 了承いたしました。

○土田国太郎君 これは内地人も引受けられるのですか。内地居住の人も……。

○政府委員(渡辺喜久造君) その関係をちよつと御説明申上げたいと思いますが、いろ／＼伺つて参りますと、大体この四千万ドル今かなり具体化しておりますが、四千万ドルの借入金は、国際復興開発銀行からなされる。で、この場合におきまして、国際復興開発銀行に払われる利子につきましては、現在同銀行に関する条約がございまして、特別な法令の必要もございませんで、税金は課税しないということになります。それでござりますものですから、大体租税に関する措置は余り特別に必要がないのじやないかといふことで実はおつたのでございます。

が、その後いろいろ交渉の経過から、だん／＼事態もはつきりして参りましたところは、一応開発銀行としましては、今の四千万ドルをボンド債券にし、電の関係をも含めまして、大体電力開発として、一応開発銀行で持つてあるという段階でございます。

○平林太一君 それが現実問題といたしめた場合においては、これは市場で売出することを考えるようございますが、尤もこれも現実問題といたしめた場合においては、アメリカの市場で売出するのが中心でございます。アメリカの政府機関……まあこちらで言えば日本の政府機関となつておりますが、どうもやはりこう

特殊銀行のようなものでございますが、そういうところが持つのが大体普通じやないかということが予想されると、借款そのものが成立しませんものであります。併し状況によりましては、それが一般の市民にも売出されることもあり得るべし、更には日本の人も或いは買う機会もあるかも知れない。こういうのが一応可能性としては考えられます。現実問題としてちよつと為替管理との関係とか、いろ／＼の関係がござりますので無理だろうと思いますが、一応そういう可能性はあるわけございます。各國の事例といいたしましてはそういう場合にボンドの所有者に対する利子の関係でございますが、ボンドで発行する場合が発行する場合、或いは先般法律で以て成立を見ましたように、國が保証する場合、その保証する國の居住者が

がだん／＼進んで参りました結果、どもそいう先例を日本の國も追わないで、借款はなか／＼成立しない。これだけが場合によつては一つの借款に対する障害になるといふところまで行きそうな情勢なんでございます。それしますと、大体ボンドとして発行されるということは将来の問題であり、父の機会も今言いましたように、せいいアメリカの政府機関ぐらいで、その場合においては特別な法規がなくとも、免稅の規定が現実に考えられるのでござりますが、どうもやはりこういうことに借款の契約書を書きませんと、借款そのものが成立しませんものですから、国会の御承認を得た上でありますから、そういう借款の契約書がサインするわけには行かない。

そういうような経緯がありまして、非常に遅れ馳せで恐縮でございますが、そういう事態がだん／＼はつきりして参りましたのが最近のことですから、政府がサインするわけには行かない。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言ございますが、こういうような法案を提出した次第でございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もなよいようあります。が、質疑は終了したものと認めて御異議ありません。

○委員長(大矢半次郎君) 次に揮発油税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を願います。

別に御発言もないようあります。が、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 次に閉鎖機関令の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず衆議院修正点について便宜政府より説明を聴取いたしま

す。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようあります。それではこれより討論に入ります。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

が、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そこで御異議を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 次に閉鎖機

令の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず衆議院修正点について

便宜政府より説明を聴取いたしま

す。

第六部 大蔵委員会会議録第二十六号 昭和二十八年七月二十七日 【參議院】

○説明員(岩動道行君) 私から閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する衆議院におきますところの修正案につきまして、便宜私から簡単に御説明を申上げたいと思います。

改正の点は三九所ございまして、第一点は、第十九条の五の第四項に関する修正でございます。これは原案におきましては、新会社を設立いたします場合、その計画案につきましては株主総会を開きまして、その発行済株式総数の二分の一以上の多数を以て議決をすることになりますが、この点を、出席者の三分の二以上で、且つ株主権の十分の一以上であればよろしいといふように緩和の規定に修正をいたされました。これは現実にいろいろな会社について調べて見ますと、発行済株式の一分の一以上の多数を得ることが相当困難な会社も事実上は出て来るような虞れもございますので、できるだけ閉鎖機関の解決を早くする意味におきまして、この新会社設立の手続ができるだけ緩和して、できやすいようにしておきますので、この点の数を相応緩くするという趣旨で改正をいたされたわけでございます。ここで発行済株式の総数の十分の一以上という点は、これは新会社を設立いたします場合の一番最初の手続といたしまして、十分の一以上の株主の申出によつて会社設立の最初のスタートを切るということになつておりますので、少くともその後におりますところの株主総会の議決も、当初の十分の一以上の数は必要とするという趣旨で、この十分の一という規定が入つておるわけでござります。

改正の修正の第二点は、第十九条の二十六として入つてございますが、これは現在、閉鎖機関は、相当と申しますか、殆んど大部分の閉鎖機関が第二封鎖預金を持つておるわけございまして、この調整勘定の受益権は、金融機関再建整備法におきましては、譲渡を禁止いたされでございます。従いまして、閉鎖機関が調整勘定の受益権を持っていますが、都市の大銀行においておりましても、それが現在におきましては、地方銀行はばつゝ返つておりますが、都市の大銀行におけることは、その分配が全く現在なされておりません。又今後もいつなされるかちよつと見通しがつきかねるような状態にござりますので、閉鎖機関の整備上非常に支障を来たしておるような現状でもありますので、この際、閉鎖機関の持つておられますこの調整勘定の受益権、或いは閉鎖機関に對して債務者が持つておりますところの調整勘定の受益権を譲渡する方法によつて、清算を早く結了させるという趣旨の規定になつておるのでございします。これは命令を以て定める方法によることにいたしてございますが、その大体考慮されることは、調整勘定は幾ら返つて来るか、中身、その金額等が未決定でございますので、その評価が非常に困難でございます。従いまして、これを有償譲渡するということは非常に困難でございますので、命令におきましてはこれを信託譲渡といったような方法をとるようになつたのですが、どううに考えられるのでございます。

修正の第三点は、第十九条の二十七でございまして、これは只今申しまして、調査勘定の受益権或いは閉鎖機関の他の閉鎖機関、例えば公益當團でありますとか、或いは横浜正金銀

行でありますとか、そういうふうな場合は、すでに出資者に対しましては、その相当額、出資額についてはまだ相当将来に亘つて清算状態が続くことになりますが、これがも或る閉鎖機関等は、これよりなる修正でございます。

これは、その相当額、出資額については、その相当額、出資額については封鎖預金を持つておるわけございまして、この調整勘定の受益権は、金融機関再建整備法におきましては、譲渡を禁止いたされでございます。従いまして、閉鎖機関が調整勘定の受益権を持つておりましても、それが現在におきましては、地方銀行はばつゝ返つておりますが、都市の大銀行におけることは、その分配が全く現在なされておりません。又今後もいつなされるかちよつと見通しがつきかねるような状態にござりますので、閉鎖機関の整備上非常に支障を来たしておるような現状でもありますので、この際、閉鎖機関の持つておられますこの調整勘定の受益権、或いは閉鎖機関に對して債務者が持つておりますところの調整勘定の受益権を譲渡する方法によつて、清算を早く結了させるという趣旨の規定になつておるのでございします。

○説明員(岩動道行君) 残余財産につきましては、すでに出資者に対しましては、その相当額、出資額についてはまだ相当将来に亘つて清算状態になつておきます。これは解散令に基いて、全額これを分配をいたしております。

○説明員(岩動道行君) 現在においては、その相当額、出資額については封鎖預金を持つておるわけございませんので、これも或る閉鎖機関等は、これよりなる修正でございます。

○説明員(岩動道行君) これは建前といたしましては、措置として國に納めがいいか、或いは從来の出資者には、これは解散令に基いて、全額

の同意を得てやるということは、非常にその数が多くて手続上煩雜な点もありますし、場合によつては債権者の住所が不明であるといつたような問題もございますので、法律上閉鎖機関がそのようなものを第三者に信託譲渡いたしました場合には、債権者の同意を得なくとも債務を免れるというふうに注意規定として第十九条の二十七が新たに修正として入れられたのでござります。以上簡単でございますが御説明を終ります。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願います。

○小林政夫君 この前、中央食糧當團のことについて調べて報告するということになつておつたのですが……。

○説明員(岩動道行君) 中央食糧當團につきましては、これは昭和十七年に設けられまして、昭和二十一年に解散令が公布いたされております。閉鎖機関に指定されたのが二十三年の三月十六日になつております。現在におきましては一切の債権債務の清算上の手続きが完了いたしまして、現在は最終の分配をするという段階になつております。

○小林政夫君 私の質問した趣旨はでございまして、これは只今申しまして、調査勘定の受益権或いは閉鎖機関の他の閉鎖機関、例えば公益當團でありますとか、或いは横浜正金銀

行でありますとか、そういうふうなものであるということなんですか。

○説明員(岩動道行君) 出資者に對しましては、解散令におきましてすでにきつたことがござりますので、大蔵省といたしましては、そのような御要求があつた當時においては、これは解散令に従つてやはり国庫に納入すべきものであるといつたことの御返事を申上げおつたと思います。

○小林政夫君 そうすると、あなたのほうへおつたことがござりますので、大蔵省といたしましては、そのような御要求があつた當時においては、これは解散令に従つてやはり国庫に納入すべきものであるといつたことの御返事を申上げおつたと思います。

○説明員(岩動道行君) だから、金銭の出資に応するだけに或る程度の金利を付けて返したということであつて、その關係者は一応それを公益當團にしていい、譲れば譲歩しても公益當團にしてもいい、この食糧當團といふか、食

権関係のまあ有意義なものに使いたい、詳しきは請願書に出でておるけれども、そういうところに使いたいと、こういうことを言つておるわけです。まあ、この解散令というようなものも當時早々の間にやつたものであつて、そういうふうな情勢から言つて、この解散令にあるからといって、余りそれにとらわれるという必要もないのじやないかと思うのですけれども、一体その国庫に帰属する財産になるものは、この関係者においては幾らあるのですか。

○説明員(岩動道行君) 約五千万円の資金が残つておりますが、これに對しまして清算所得税等を差引き、更に今

後の清算事務費等を見ますと、約千九百万円ほどが残余財産として残る。これが国庫に帰属する。こういう建前に

なつております。只今の金額の御説明

が半額出資を致しておりますので、千九百五十万円の半額は國に入つて、残りの九百五十万円ほどが出資者に分配され

る。かよかなことになつております。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようですが、質疑は終了したものと認めて御異議ありません。

○小林政夫君 この法案とは関係ないのですが、在外会社のことについて尋ねたいと思います。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

かと思つたのですけれども、一体その

の關係者においては幾らあるのですか。

○説明員(岩動道行君) 手数料を除

いた数字で申上げますと、「朝日」は五

円二十銭九厘、「富士」が十三円二十四

銭八厘、ピースが九円二十銭九厘、「光」が七円三十六銭七厘、これはいず

れも十本当たりでござりますが、その程度になつております。

○平林太一君 そういう数字を今承わりましたのであります。私の尋ねん

とするところは、そうするとピースを四十円のものは専売益金といふのは

一個三十四、五円に相当する、そういうことになるのだが、こういうものが益金といふ名称では、無論益金といふ

ものは税金でありますから、そなりますというと非常に四十円のものを売

つて三十四円内外が利益するといふよ

うなことは、益金といふ性格に非常に相違反するものである。又そういう

ものが、当然それが平凡として益金と認められるということになります

といふと、一般の民間で作つておりま

すものの益金といふものの性格が、これは非常に、根本的にその思想といふものを考え方直さなければならぬ。

これを非常に恐れるのでありますか、政府でやることであるから何でもそれ

を益金とするというようなことで見逃されておりますが、これは税と、ま

あいわゆる専売公社になりました性格が、成つたのでございましょうが、何らか

名称を変えるということを考えるお考

えはないかどうか、民主政治の建前に

おいてこれは許されないことである。

普通の場合でありますれば、四十円の

煙草の原価についてですが、例えればピースは現在一個四十円で売つて

おる。それで、眞の原価計算といふも

ねたいと思うので、理財局の経済課長を呼んでおるのです。「忘これはこれをして採決されてもいいのですが、これに対する質問を留保しておきます。

○委員長(大矢半次郎君) それは別の機会に……。

別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

ものと認めます。

それではこれより採決に入ります。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの

挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。な

お、諸般の手続は前例により委員長に御一任願いたいと思います。それから

多数意見者の御署名を願います。

○委員長(大矢半次郎君) 次に日本専

売公社法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を願ります。

○平林太一君 煙草の専賣益金は本年

度は千五百億内外が計上されておる。

それで煙草の原価についてですが、例

えばピースは現在一個四十円で売つて

おる。それで、眞の原価計算といふも

あります。本件についてはまだ質疑があ

るようありますが、これは次回に譲

つて本日はこれを以つて散会いたしました。

いと存りますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ない

と認めます。

本日はこれを以つて散会いたしました。

午後七時十四分散会

七月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、砂糖消費税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、富裕税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、國際復興開発銀行からの外債の受入について日本開発銀行が銀行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案(予備審査のための付託は七月二十三日)

一、閉鎖機関令の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十二日)

一、日本専賣公社法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は七月六日)

七月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二三九三号)(第二四〇

六号)(第二四三七号)(第二四五〇号)(第二五九号)(第二六〇九号)

二、揮発油税輕減に関する請願(第二四五一号)(第二四五二号)

五三〇号)(第二五八七号)(第二六一〇号)

一、物品税撤廃に関する請願(第二五〇三号)  
一、彦根刺しゆうの物品税免除に関する請願(第一五五〇号)

一、獨酒密造防止対策に関する請願(第二六二一號)

一、子供自転車の物品税撤廃に関する請願(第二六七五号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二七五号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二七七号)

一、所得税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する陳情(第二七六号)

一、揮発油税軽減に関する陳情(第二七三号)

一、獨酒密造防止対策に関する陳情(第二九四号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九三号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九四号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九三号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九四号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九三号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九三号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九三号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九三号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九三号)

一、石油関税の減免措置延期に関する請願(第二九三号)

第二三九四号 昭和二十八年七月九日受理 振発油税軽減に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 新潟県中頸城郡大森村大字百間町新田六九七  
 頸城鉄道自動車株式会社取締役社長 太竹謙治紹介議員 高木正夫君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二四五〇号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 名古屋市東区東外堀町二ノ一愛知県乗用自動車協会内 藍川清英紹介議員 西川亦平治君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二五二九号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 新潟県松本市北持田町西三一愛媛県旅客自動車協会理事長 小坂伝治紹介議員 青柳秀夫君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二四五一号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 新潟県中頸城郡大瀬村大字百間町新田六九七  
 頸城鉄道自動車株式会社取締役社長 大竹謙治紹介議員 西川亦平治君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二四五二号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 新潟県中頸城郡大瀬村大字百間町新田六九七  
 頸城鉄道自動車株式会社取締役社長 大竹謙治紹介議員 西川亦平治君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二四五三号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 新潟県松本市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内 小坂伝之進紹介議員 高木正夫君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二四五六号 昭和二十八年七月九日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 愛媛県松山市北持田町一三一愛媛県旅客自動車協会内 小坂伝之進紹介議員 高木正夫君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二四五七号 昭和二十八年七月九日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 千葉県印旛郡成田町成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二四五八号 昭和二十八年七月九日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二四五九号 昭和二十八年七月九日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

出税)となつて製造業者が立替払いをしている実情で生産者を苦境に追い込んでいるからこの際物品税を撤廃せられたいとの請願。  
 彦根刺しゆうを物品税課税物件から除外せられたいとの請願。

第二五八七号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 愛媛県松本市北持田町西三一愛媛県旅客自動車協会理事長 小坂伝治紹介議員 湯山勇君

この請願の趣旨は、第二三九四号と同じである。

第二五九〇号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七三四ノ六鹿島參宮鉄道株式会社取締役社長 浜平右衛門紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六〇九号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七三四ノ六鹿島參宮鉄道株式会社取締役社長 浜平右衛門紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一〇号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七五四ノ六鹿島參宮鉄道株式会社取締役社長 浜平右衛門紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一一号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七五四ノ六鹿島參宮鉄道株式会社取締役社長 浜平右衛門紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一二号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七五四ノ六鹿島參宮鉄道株式会社取締役社長 浜平右衛門紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一三号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一四号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一五号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一六号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

じるしく高騰し、販売はほとんど絶状態になつた。このような工芸技術を衰微せしめることは遺憾であるから、彦根刺しゆうを物品税課税物件から除外せられたいとの請願。

第二五八七号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の減免措置延期に関する請願  
 請願者 愛媛県松本市北持田町西三一愛媛県旅客自動車協会理事長 小坂伝之進紹介議員 湯山勇君

この請願の趣旨は、第二三九四号と同じである。

第二五九〇号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七三四ノ六鹿島參宮鉄道株式会社取締役社長 浜平右衛門紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六〇九号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七三四ノ六鹿島參宮鉄道株式会社取締役社長 浜平右衛門紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一〇号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 茨城県新治郡石岡町大字石岡一、七五四ノ六鹿島參宮鉄道株式会社取締役社長 浜平右衛門紹介議員 片柳眞吉君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一一号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一二号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一三号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一四号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一五号 昭和二十八年七月十日受理 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 東京都中央区銀座西二  
 体中央協議会内 新倉文郎外五名 内全日本自動車輸送団  
 石油関税の免減措置延期に関する請願  
 請願者 成田バス株式会社内 小川三男紹介議員 加瀬完君

この請願の趣旨は、第二三九三号と同じである。

第二六一一号 昭和二十八年七月十

五日受理

濁酒密造防止対策に関する請願

請願者 福島県会津若松市上大和町 新城猪之吉

紹介議員 石原幹市郎君

濁酒密造防止のため、酒税の極限の減税による酒価の低減および農家の玄米一斗供出による清酒五升の無償還元等の措置を講ずるとともに、徹底的取締りならびに正業への転換に対し親切なる指導策の樹立等により集団密造の根絶を計られたいとの請願。

第二六七五号 昭和二十八年七月十

六日受理

子供自転車の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西六ノ五日本自転車卸組合連合会内 江木富夫外

紹介議員 山口 重彦

税後数次にわたり物品税法に関する改正が行われたにもかかわらず、今なお課税対象のうちに包含されている子供自転車に対し、わが国自転車産業を振兴し、子供自転車の輸出の振興に貢献し、関係中小企業者の窮乏を救済し、その上公平な納税をさせるため、どうに十八インチ、十六インチ子供自転車に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

第二七二号 昭和二十八年七月十日

受理

石油関税の減免措置延期に関する陳情

陳情者 群馬県桐生市永楽町四ノ一、二〇七ノ一両毛通運

株式会社取締役社長 武孫平外二名

税後数次にわたり物品税法に関する改正が行われたにもかかわらず、今なお課税対象のうちに包含されている子供自転車に對し、わが国自転車産業を振兴し、子供自転車の輸出の振興に貢献し、関係中小企業者の窮乏を救済し、その上公平な納税をさせるため、どうに十八インチ、十六インチ子供自転車に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

年四月、五月において石油関税率を一部減税する特別措置が採られたが、本税を免稅とする根本的な関税率法の改正は不可能としても、少くとも昭和二十七年度に実施された、(一)原油、(二)重油および粗油は無稅とする、(三)揮油十五度における比重が○、八四九八をこえないものの一割(三)揮油十五度十五度における比重が○、八七六二をこえずをこえないものの一割(三)揮油十五度十五度を引き続き昭和二十八年度にも認められたいとの陳情。

第二七三号 昭和二十八年七月十日

受理

揮発油税輕減に関する陳情

陳情者 群馬県桐生市永楽町四ノ一、二〇七ノ一両毛通運

株式会社取締役社長 武孫平外二名

揮発油税は、一千円という税の均衡を破つた過酷な重税であり、しかもトラック企業における各種の税の負担力は全く無視され、その經營は危たいにひんとする程深刻なものであるから、揮発油税一千円リットル当たり五千円に減税せられたいとの陳情。

第二七六号 昭和二十八年七月十一日

受理

所得税法の一部を改正する法律案中一部修正に関する陳情

陳情者 岡山市桶屋町一一六岡山

株式会社取締役社長 武孫平外二名

中小企業連盟内岡山県中小企業者所得税法改悪反対期成会内 石井省三

今次国会に政府提出議案として目下大蔵委員会にて審議中の「所得税法の一部改正案」中、新条項である第三条の二、第四十六条の三および第六十七条第三項は中小商工業者の絶対に承服で

きない条項であるから、すみやかに撤回せられたいとの陳情。

第二九四号 昭和二十八年七月十五日

受理

濁酒密造防止対策に関する陳情

陳情者 福島県会津若松市上大和町 新城猪之吉

濁酒密造防止のため、酒税の極限の減税による酒価の低減および農家の玄米一斗供出による清酒五升の無償還元等の措置を講ずるとともに、徹底的取締りならびに正業への転換に対し親切なる指導策の樹立等により集団密造の根絶を計られたいとの陳情。

昭和二十八年九月十八日印刷

昭和二十八年九月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局